

議 事 録

平成28年第3回定例会

[一般質問]

平成28年9月7日（水）

開 議	
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は16人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1 一般質問を行います。 質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。 7番 石丸時次郎議員
石丸議員	おはようございます。 通告に従い、順次質問をします。 その前に一言述べさせていただきます。 9月に入りめっきり秋の装いを感じる今日この頃ですが、この9月議会では熱い議論を行っていききたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いしときます。 6月議会では、なかなか議論もかみ合わないところがありましたので、私自身、それから執行部のほうも消化不良のまま終わったのではないかと、そのように感じていますので、今回は再び嘱託職員の問題と民間委託の問題について、質問をします。 ところで、議員が一般質問する場合、具体的な質問要旨を事前に通告をしています。答弁にあたって弁舌さわやかなことはたいへん結構なことです、論点を外した答弁も多々見られるように感じられますので、明快な答弁を要望しておきます。 それでは、1点目の労働契約法と改正に伴う対応について、質問をします。 さて、安倍首相が声高々に叫ぶアベノミクスは、自身も認めているとおり、いまだ道半ばです。実際、景気が良くなったと実感するには程遠い状態のようです。 そのような景気状況の中、政府は、1億総活躍プランをまとめ、今後3年で労働者契約法、パート労働法、労働契約法を改正し、雇用形態による賃金格差の解消を進めるとしていることは、周知のとおりであります。 今日までの長きにわたる不況の大きな要因の1つは、全国で300万にも上るといわれる働く貧困層、いわゆるワーキングプアを作り出したことにあるとの指摘もあるところです。 また、労働契約法の一部を改正する法律が平成24年8月に公布され、有期労働契約について、通年、5年を超えて反復更新されたときは、労働者の申し込みにより、期限の定めのない無期労働契約に転換できるルールが規定されました。 さらに安倍首相は、内閣改造後の会見で、非正規という言葉がこの国から一掃するとまで公言しています。 このように、これまでの雇用形態が大きく変わろうとする中、本町においても85名の嘱託職員を雇用していますが、今後どのような対応を考えておられるのかを、まず、お聞きします。
議 長	総務課長
総務課長	おはようございます。 お答えいたします。 事務的な内容ですので、私のほうから回答いたします。 政府は、6月2日に閣議決定いたしました日本1億総活躍プランの中で、次のように明記されております。 同一労働、同一賃金の実現に向けて、わが国の雇用慣行には十分に留意しつつ、躊躇なく法改正の準備を進める。労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法の的確な運用を図るため、どのような待遇差が合理的にあるのか、または、不合理である

	のかを、事例等で示すガイドラインを策定する。 また、プロセスとしては、ガイドラインの策定等を通じ、不合理な待遇差としては正すべきものを明らかにする。その是正が円滑に行われるよう、欧州の制度も参考にしつつ、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定の整備、非正規雇用労働者と正規労働者との待遇差に関する事業者の説明義務の整備などを含めて、労働契約法、パートタイム労働法及び労働者派遣法の一括改正等を検討し、関連法案を国会に提出する。というふうに、明記されておるところでございます。 したがって、本町の対応については、今後、この示されますガイドラインや法改正を受けて適正に運用をしてまいりたいと考えております。
議 長	石丸議員
石丸議員	本町では、平成18年の筑前町第1次行政改革大綱及び集中改革プランに則り、職員数の削減を進めてきました。 一方、急激な少子高齢社会は多様な住民ニーズを生み出し、専門性を必要とする新たな業務の対応に迫られる中、厳しい財政問題もあり、安価で使い勝手のよい非正規職員を活用してきたわけですが、そのことは正規職員の実務の第一線の担い手としての能力や専門能力を削ぐことにもなり、結果的に非常勤等職員や民間委託への需要をますます生み出すという、悪循環を作り出しているのではないかと考えています。 いずれにしても、この問題は、厳しい財政状況の下での対応となると思われますが、法の改正等も進められようとしています。早急に対策を講じていただくよう要望しまして、次の質問事項へ移ります。 2点目の、業務の民間委託について、質問をします。 業務の民間委託について、本町では平成18年2月、いわゆる集中改革プランを作成し、町が提供しているサービスの一部について、民間活用できないか検討、住民サービスの維持・向上を前提に民間委託の推進を図り、経費削減に努めることとしていたとのことでした。 また町長は、民間の活力による雇用の確保について、2つの視点でその考え方を示されました。 1つは、町全体の、町経営としての雇用の確保、雇用の創出、これは官だけでやるべきものではないということ。 もう1点は、役場業務がすべて官だけでやれるのか、やれないのか、そしてやるべきでないところもあるのではなかろうか、そういった視点をいつも基本に考えている。また、この10年、少子高齢化社会の対応業務が倍増した。今後は今までにない精査業務が必要になってくる。そのためには現在の業務も、民間対応が効率、効果的な分野については、移管すべきと考えている。そして、その移管した分の職員によって、新たな分野に取り組んでいかなければならない。そうしなければ財政的にも人的にも対応が困難になるとのことでした。 今日の社会情勢の変化への対応、さらには厳しい財政状況を考慮すれば、業務の民間委託も選択肢の1つであることは、言われるとおりだと思います。が、業務の民間委託については、町長言われるとおり、効率・効果的な分野でなければなりません。が、今日進められようとしている、窓口業務の民間委託については、そのことこのところの説明が十分でなかったと思っています。 そこで、具体的にいくつかの質問をします。 まず、現在の業務の中で、効率・効果的な面から民間に委託すべきと考える分野は、具体的にどこでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。

	本町ではこれまで、先ほど議員が申されましたように、行政改革大綱及び集中改革プランに基づきまして、民間への業務委託等の推進を図ってまいりました。 このことで職員の定員管理と併せまして、多くの業務が既に民間委託されているところでございます。 合併後の主な民間委託としては、篠隈保育所が指定管理者を入れ、その後民営化を図ったところです。また、学校給食調理の民間委託化、図書館業務の委託化などがあります。 現在の業務の中で民間に移管すべきと考えられる分野を敢えて言いますと、学校給食調理を全校とも民間委託すること。現在検討中の窓口業務あるいは子育て支援センター、町営住宅管理などが可能性としてあるのではないかとというふうに考えております。 また、指定管理者制度や近隣市町村と合わせたスケールメリットを活かして、体育施設、文化施設、あるいは公園管理などの委託が考えられるのではないかとというふうに思います。 ただし利用する住民の立場から効率・効果的かという点、利用負担にも影響することが考えられますので、課題もあるというふうに思います。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	具体的な分野についてお聞きしたわけですが、篠隈保育所については、それなりの効果は、私は十分あったと思うんですが、今言われた分野についてはですね、ほとんどがもう既に正規の職員でなくて非常勤職員なんですね。 そこら辺が、今回の窓口業務もそうなんですが、そこら辺を民間委託にするとですね、私は、非常に経費の面で負担増になるんじゃないかと、そのように考えています。 そこで、本町の集中改革プランでは、業務の民間活用について、先ほど課長も言われましたようにですね、住民サービスの維持・向上、これはもう絶対的なものだろうと思うんですね。 その上で、それを前提としながら経費の削減に努めると、そのようになっているわけですね。そこら辺の整合性をですね、お聞きしたいと思うんです。どのように考えているのかですね。経費負担増になることは、もう間違いないと思いますので。
議 長	総務課長
総務課長	経費負担については、確かに一概にはですね、増える、減るというのは、なかなか難しいところの判断があると思います。実際、今現在、嘱託職員あるいは臨時職員等でしたほうが、経費的に確かに安い部分もありますし、そういう委託よりもですね。 ただ、業務の流れとして、委託をしたほうが、住民にとってサービスの向上になったりですね、非常勤の場合とかは時間的な制限もありますのでですね。 そういったところで、総合的に見ていかないと、判断は難しいかなというふうに思っているところでございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	言われるとおりですね、いわゆる木を見て森を見ずと言いたいのだろうと思います。が、しっかり森を見るためには1本1本の木もしっかり見ていかないと、ね。1本1本の木が枯れてしまいよるのには、森にはなりませんから、そういう意味では1つ1つの、1本1本の木をちゃんと見ていく仕事も大事だろうと思います。 ですから、私は、現在の正規とか非正規という今日の労働形態、これを決して容認するものではありません。が、今の時点ではですね、住民サービスの維持・向上、また経費の面からも嘱託職員の活用が、私はベターであるというふうに考えていることを申し述べ、次の質問事項へ移ります。 これまで一般事務職員に馴染まないと言われる業務については、民間委託や嘱託職員

	を活用してきました。 もちろん効率・効果的、つまり最小の経費で最大の効果を上げるという観点からです。 しかし、先ほど課長が言われた分野の民間への委託が、果たして効率・効果的なのか疑問に思っています。 そこで私見ではありますが、今、町の業務の中で、いわゆる一般事務職員に馴染まないとされる業務は、効率・効果的な面から企画の分野であろうと、私は考えています。 ご承知のとおり、民間では、企画力の差が企業の命運を左右します。それは、今日の行政とて同じであります。しかるに本町においては、一般事務職員は3、4年で異動しなければならないという現状の中で、本当に企画の仕事ができるのだろうかと思っています。 町長が言われる効率・効果的な分野については、民間に移管し、移管した分の職員によって、新たな分野に取り組んでいくという考えを具体化するためにも企画分野の民間移管は、一考に値すると思いますが、町長の見解をお聞きます。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 企画分野について、民間委託も一考、というご質問だと思います。 私は、基本的に反対でございます。 その理由等を述べさせていただきたいと思います。 私は、どの課においても法務、政策立案、財政分析等の業務は、地方自治法を熟知し地方公務員法の適用を受ける職員を配置することが必要であると考えます。 職員自らが研鑽を積み、より高度な知識と先見性を磨き、知恵を出し、国の職員にも負けない、併せて将来にも責任ある職員があたるべきだと思います。 明治政府もヨーロッパに学びながらも、新しい日本を新しい力で切り開きました。私はいつも職員に研修を進めております。外に出よう、見聞を広めようと言っています。 先ほど総務課長が説明した分野、あるいは国が言っておりますトップランナー方式などについては、民間委託を大いに検討すべきだと思いますが、特に町全体の運営を総合的に推進していくための総務、企画、財政等は、町の総合戦略を担うセクションであります。町職員が適当であると考えます。 私は、いつも職員に、コンサル丸投げはだめだと言っております。経費の面からもコンサルタント丸投げは高額になります。借り物の発想は規格品が多く、職員のスキルアップにも繋がらないと考えています。 昨年度策定いたしました地域戦略プランにつきましても、全国の多くの市町村がコンサル委託をする中で、本町は職員による手作りでビジョンを策定いたしました。 経費も削減できますし、職員も成長しますし、内容も充実し、事業実施への推進力が增強できると確信します。 ただし、大学、コンサル等は部分的に、また専門的に活用することは有益だと思います。 以上のことから企画部門については、職員でいくべきだと考えております。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	町長が言われるのはもっともだと思います。 ただ、現実になさっているのかというのは、やはり考えていかなければならないと思います。

	先ほど私が言いましたように、行政職員は3、4年で異動しなければならないということで、企画分野が本当にそういう仕事ができるような内容なのかというのは、私は疑問に思っているんですね。それこそ専門的な能力や力が必要な分野だと、企画は思っていますからですね。 だから町長が言われることは、そのとおりだと思いますけれども、現実にはどうか、そこら辺をもう少し考慮していただきたいと、本当にその分野でそれができるだけの力が付くようにですね、もちろん今は研修もと言いましたけれども、そういうことを含めてやってほしいというふうに思います。 次の質問へ移ります。 6月議会で、窓口業務の民間委託についての質問の回答の中で、総務課長、次のように言われております。 窓口業務については、民間事業者に委託することは可能な範囲等について、国からの通知で示されていると。このようなことから、全国的な取り組みとなることが予想されると。今後は民間委託の推進は避けられない状況にあると考えている。とのことでした。 そこでお聞きしたいのは、この可能な範囲等とはどのような範囲なのかを、お聞きしたいと思います。
議 長	住民課長
住民課長	お答えします。 窓口業務という形のご質問なので、私のほうから回答させていただきます。 平成27年6月4日付、内閣府公共サービス改革推進室から、市町村の出張所、連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札または民間競争入札等により、民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について、通知がっております。 窓口業務は、公証行為など市町村長の名前において実施する業務であり、市町村職員が自ら責任をもって行うという業務でもあり、現行において民間事業者に取り扱わせることが可能である事実上の行為または補助的業務に該当する業務について、整理がなされているものです。 また、窓口業務を民間事業者に取り扱わせる際の市町村の適切な管理など、留意事項も併せて通知が行われております。 現行行っている住民異動届、住民票の写し等の交付、戸籍の附表の写しの交付、地方税法に基づく納税証明書の交付、戸籍の届出、戸籍謄抄本等の交付、中長期在留者にかかる居住地の届け、特別永住許可等の申請、居住等の届出、及び特別永住許可証等の交付、火葬許可等の業務で民間事業者の取り扱いが可能な業務と示されております。 また、民間事業者の取り扱いができない業務としては、国と現在オンラインシステムで繋がっている住民基本台帳ネットワークシステムの取り扱い、戸籍届の受付及び戸籍謄本等の交付で、本人確認の書類がなく、口頭質問等で本人確認を要する場合、中長期在留者に係る居住地の届出、及び特別永住許可等の申請、居住地の届出及び特別永住許可等の交付で、入国管理局及び難民認定法第61条の8の2項、これは、外国人の住民票の記載、これを法務局のほうに通知をするようになっております。 この分野については、民間委託することができないという規定になっております。 以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	あんまりよく分かりませんでしたけれど、それが本筋の質問じゃないですから、結構だと思います。 次の質問に移ります。

	具体的にですね、窓口業務の民間委託に関することで質問をしていきます。 まず、経費のことでお聞きをします。 確か3月議会では、嘱託職員の場合には、年間200万円、派遣職員は約300万円で、1人当たり100万円程度の負担増という説明でした。 ところが、先の6月議会では、1人当たり60万円程度高くなるとの説明でした。どちらが正しいのでしょうか。まず、これをお聞きします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 まず、説明不足であったことをお詫びしたいと思います。 どちらも間違いではないということですが、人件費のトータルで言うと、約60万円のほうが妥当というふうに考えております。 3月議会の予算特別委員会の折だったと思いますが、申し上げましたその100万円の差というのは、単に嘱託職員の平均的な報酬と人材派遣の派遣委託料を比較した場合が100万円ということで申し上げました。 また、6月議会の折には、嘱託職員にかかる人件費ということで、報酬の他、社会保険料等も加えた分の人件費全体で比較してお示したため、60万円の差ということでですね、そういうことで、100万円と60万円の違いがあったということで説明をしております。 改めてですね、説明不足であったということで、お詫びをしたいと思います。
議 長	石丸議員
石丸議員	説明を聞いてもよく分かりませんが、そんなに難しいことを言う必要はないと思うんですね。 私が聞いているのは、嘱託職員から派遣会社に支払う、その差を聞いておるわけですから、人件費がどうのこうのとか、そういう難しい計算をすることも何もないのに、嘱託職員に払いよった分とこれから派遣会社に払っとる分があるわけですから、その差額を答えていただければいいわけで、そういうふうになりますと、なんで100万とか60万とか出てくるのかなというふうに思いましたので、お尋ねをただけですから、はい。 じゃあ、担当課長にですね、担当課長、いいですか、1つお聞きしたいと思います。 担当課長の話によるとですね、窓口業務については、民間委託を前提に派遣職員を入れて試験をしていると、現在ですね。だから、民間委託を前提として、今、派遣職員を入れて、そして試験をしているんだというお話でした。 そこで、私が、民間委託になれば、さらに経費の負担増になるのではないかと、このようなことを聞いたと思います。 そうお聞きしましたところ、担当課長は、それは当然高くなるでしょうね、ということでした。これは間違いないでしょうが。 それはいいんですよ。具体的に、じゃあ、どれくらいさらに高くなるのかを、お聞きしたいと思います。
議 長	住民課長
住民課長	お答えします。 現在、本年度につきましては、派遣職員だけで、8名で今対応しているところでございます。昨年度まではですね、派遣職員と嘱託職員、混合という形で実施をしてきております。 金額的なものにつきましては、先ほど総務課長が、これぐらいの差があるというご回答をしてあります。

	仮に民間委託にした場合は、どれぐらいかかるかということ、本来やる前にですね、民間委託を仮にするとしたら、そのときにどれぐらいかかるかという業者からの見積りとか、そういった試算とかをしなければなりませんけれども、そこまではまだ試算等は行っていないという状況です。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	あのですね、課長、民間委託を前提に今、試験をしているんですよ、前提にですね。当然、民間委託にするかどうかというときに、一番大事になるその経費とかいうのは、もう出ていなくちゃならないんじゃないんですか。 それがないのに何を検証するんですか。民間委託を前提に今、派遣を入れてやりやるわけでしょう。そして今、派遣に払いよる人よりも、さらに民間委託すれば高くなるということですから、どれくらい高くなるんですかというのをお聞きしとるんです。それが、まだそういうのは業者から見積もりを取っていないからという話になるんですか。 民間委託を前提にするとやったら、そこでの費用がどれぐらいかかるのかというのは、まずやっぱり出すべきでしょうもん。でないと、何をもって検証するんですか、民間委託にしたらいいかどうかというのは。
議 長	総務課長
総務課長	私のほうから少しお答えしたいと思いますけれども。 まず、住民課のですね、窓口に係わる人件費、トータルでですね、ここ近年の状況を少し報告させていただきたいと思いますけれども。 まず、平成25年度ですけれども、このとき正規職員が9名、それから嘱託職員が3名おりました。そのときの人件費、トータルで8,300万円です。 26年度が正規職員を減らしました。そして代わりに派遣職員を増やし、サービスも向上するというので、正規職員を7名にして、そして嘱託職員は3名のまま変わりません。派遣職員を5名入れております。 トータルが、25年度が、12名が、26年度は15名ということで、3名増えております。トータルの費用としては8,000万円ということで、300万円減額になっております。 27年度も同様でございます。 28年度は、今度は正規職員はそのままの数で、嘱託職員を減らして派遣職員を8名にして、トータルの人数は15名ということで変えておりません。 この場合の今年の経費、これは、若干正規職員の人件費が減ったのかもしれませんが、トータルで8,100万円ということで、ほとんど変わらないということで、そういう状況でございます。 それで、もし委託ということになるとすればですね、当然、今現在、派遣についても民間のそういう業者から、人材派遣会社から派遣してもらってますし、委託する場合もそういったところに委託する事になるかもしれませんが、そういうことから、この派遣の金額よりも増えることはないだろうということには推測できますけれども、実際入札とかは、もしするとすれば今後になりますので、まだとっていないという状況でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	何を聞いていいのかわかんようになりましたよ。 そんなに難しいふうに回答せないかなのかなという気が、非常にしますよ。 もう少し単純に、私が聞きよるのは、要するに窓口業務というのは、常に言われるように、いわゆる一般事務職員には馴染まない業務だということで、嘱託職員あるいは派遣というふうに変えてきたわけですね。

	だから当然、課長が8,000万とか具体的な金額を出しておりますけれども、正規の職員がしよったときからすれば、それは当然安くなるのは当たり前なんですよ。 でも、一般事務職員、いわゆる正規の職員には馴染まないということで、嘱託職員なり派遣というふうになってきよるわけですから、私が聞きよるのは、そういう正規職員を使った場合の金額を聞きよるわけじゃなくて、嘱託職員からさらに派遣なり民間に委託するということがどうなんですか、というふうに聞きよるわけですから。 もう1つ、何回も言いますけどね、いずれは民間委託にしようという前提で、今検証をしないとやったら、そこまでの金額がどれくらいかかるのかというのもね、それは当然、調査しとくべきですよ、何をもって検証しよるとかということになると思いますので。 はっきり言って、当然のことではありますが、すべからず行政のやることは、1円の無駄だって、これは許すことはできません。町長も言っているとおりですね、当然ですよ。 つまり最小の経費で最大の効果を上げるという検証事項をもって、事に当たらなければならぬと、そのように私も考えています。 ところが、今回の窓口業務の民間委託を検討するにあたり、最も肝心な点、つまり経費がどうなのか、そういう点が非常にあやふやであった。 ということではですね、私に言わせると、もう、この窓口業務というのは、委託ありき、はっきり言って、業務の丸投げと言われても反論のしようがないのではと思っておりますが、町長、このことについて、見解をお願いします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 嘱託職員と派遣職員というのは、業務権限が違うということをご理解いただけたと思います。その辺の差によってですね、本来の業務にどちらが支障がないかということ、まずは考えなくちゃならない。そして、それが効果だろうと、そして次が経費の効率だろうと、そのように考えますので、効果と効率が相対した場合には、どちらを取るかというのは、ケースバイケースだろうと思っております。 そういった、ちょっと抽象的な表現になりましたけれども、嘱託を置かなかった場合には、そこに正規職員を置かなければならぬと。という現実問題が発生する。嘱託にしておけば、それをカバー、今の段階ではできているということでありますので、その辺の効率・効果をですね、どちらが、将来的にもですよ、将来的にも有利になると。今後はかなり派遣職員にしろ嘱託職員にしろ待遇改善がはかられます。 本当に待遇改善がはかられて同一労働、同一賃金になるとすれば、職員と変わらなくなるわけです。そこまではなかなかないと思いますけれども、そこまで見通して、この窓口の問題も考えていきたいと思っております。 私どもも長崎のほうに一緒に視察に行かせていただきました。あそこの自治体においても、すべからずはできないというような、法的な制限があるというような説明でもございました。 その法的な責任と嘱託給と職員給の問題、そこまで総合的に考えて、もう一度整理をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	石丸議員
石丸議員	よろしくお願いいたします。 次の質問事項へ移ります。 窓口業務の民間委託について、平成26年度から3年を目途に検証をし、29年度からどういう形でなるのかを決定するため、近いうちに結論を出すとのことですが、はっきり言って、窓口業務の民間委託の検証に3年もの期間が必要なのか。また、こ

	の間、かなりの経費を要していると思いますが、本当にそれほどの期間と経費を必要とするものなのか、非常に疑問に思っています。 と言いますのも、篠隈保育所の民間委託が検討され、実際に委託されるまでの期間は、3年だったことを思えば、あまりにも時間と経費をかけ過ぎと思いますが、町長の見解をお聞きます。
議 長	住民課長
住民課長	私のほうからお答えさせていただきます。 平成25年度に窓口業務の民間委託について協議を行い、改正前の労働者派遣法の自由化業務における派遣職員の受け入れが最長3年ということは、議員もご存じかと思います。 また、派遣企業としての単年度での人材確保は難しいということもございまして、平成26年度から28年度までの3カ年ということにしたような経過でございます。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	いや、私が言いたいのは、すべからず嘱託職員の5年期限の問題でもそうですが、非常にもう一律なんですね、何でも。もう少しやはりメリハリがあってもいいんじゃないかというふうに思うわけです。 業務によっては5年できることによって、非常に町にとっても、経費的にも、人材育成についても、人材確保についても、非常に無駄になっておる部分というのはあるんです。そういうのも全部一律で、もう5年経ったからということに、非常にそういうことを感じます。もう少しメリハリのついたやり方というのはできないのかなと、そういうふうに感じています。 そういう観点から、この窓口業務の民間委託に、本当に3年もかかるのかなという思いがありましたので、お聞きをしたわけですが、もう少しですね、町長、いろんな面でももう少しメリハリをつけてくださいよ。よろしくお願いいたします。 町長、回答があったらお願いします。
議 長	町 長
町 長	議員が質問されております内容はですね、私どもも本当に真剣に考えております。何とかならないのかと。法的な権限はどこまで及ぶのかと。それと民間企業はどうなのかということも考えまして、絶えず、かなり内部議論はおこしながらも、今の制度を施行させていただいているところでもございます。 ただいかんせん、民間企業とのバランス、それとそのことによって、与える他の職員への影響等々、総合的に考える場合は、今のやり方を継続すべきだという、現時点での判断でございます。 また、法改正がなされればですね、それに準じてまた現場に即した形でやっていきたいと思っております。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	分かりました。よろしくお願いいたします。 それではですね、最後の質問となります。 この質問については、6月議会での私の時間配分が悪かったせいで、議論を深めることができませんでしたので、再度お聞きをしたいと思います。 今、検討が進められています窓口業務の民間委託については、先の議会でも質問しましたが、時間が足りず議論を深めることができませんでした。 そこで、再度の質問となります。 窓口業務の民間委託については、まず経費の面で、これまでよりかなりの負担増となりますが、費用対効果からして、町のメリットは具体的にどんなことが考えられる

	のか。 それからもう1点、トップランナー方式で言うところの、他団体のモデルとなり得ると考えているのかを、この2点をお聞きします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 単純にですね、非常勤職員、嘱託職員と現状の派遣の職員の経費だけを比較すれば、負担増になるということでは、説明してきたとおりで、金銭面だけで論じるとすればですね、メリットはそうないかもしれません。 しかし、正規職員を含めた人件費のトータルから比較すれば経費節減になり、メリットがあります。 このことにより正規職員の削減、または他の部署への配置転換による、職員の有効的な活用ということに繋がると思いますし、これまでも繋がってきたと思います。 また、非常勤は勤務時間を制限せざるを得ません。当然、業務の研修も職員が関わって必要となつてまいります。派遣若しくは委託では、そのような制限は少なくなり、一方ではなくなることもあります。 そういうことで、窓口業務の効率化やサービスの向上に繋がるというふうに思っております。 トップランナー方式については、交付税等の関連もありますので、財政課のほうよりお答えいたします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 トップランナー方式につきましては、交付税の関係ですので簡単に説明いたしまして、お答えしたいと思います。 トップランナー方式につきましては、平成28年度の交付税の算定から導入されたものでございます。その目的につきましては、民間委託を活用して、コストの抑制をはかるというものでございます。 トップランナー方式により、直営ではなく委託により歳出の削減をはかる。交付税の算定基準が、直営でなく委託になることでですね、単位費用と申します。単位ですね、普通、人口×単価でするんですけど、単位費用というものが削減されております。 このことによりまして、直営でやっていけば財源の不足が生じてくるというのが、もう目に見えておるとというのが現状でございます。 このような中でですね、トップランナー方式に該当するような業務形態をとっていくことが、財政運用上は必要になってくるということでございます。 先ほどから言われました、モデルとなることにはどうかということですが、モデルになることによって交付税の補填があるというような話は聞いておりませんし、そういうことは県に尋ねましても答えは返ってこない。現実問題としては、トップランナー方式を進めていかないと、そこ辺の経費がですね、足りなくなりますよというのは現状だと思います。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	総務課長のほうから、いわゆる負担増に対する町のメリットについて、いろいろお話があったわけですが、経費削減についても、それからサービスの向上についてもですね、まだまだちょっと理解できないところがあります。 しかし、基本的にはやはり私は、費用対効果、これは常に最小の経費で最大の効果をとというふうに、国のほうからと言われておるわけですから、やはりここが最大の基準になるべきだと。 もちろん課長が言われるように、費用の面ばかりじゃないですよということは分

	かりますよ。6月議会でも言いましたように、18億をかけて運動公園をつくりました。それだけの費用をかけてつくりました。 でも、それがちゃんと町民に説明できるようなものがあるから、私たち議会も賛成したわけですからですね、ぜひ、そういうものをちゃんとですね、私たち議会のほうにですね、費用は上がるけれども、こういうことなんですよということを、もっと具体的にですね、説明できるようにしてほしいというように思います。 町長は常々、これからの行政は民との協働であると言われます。その考えに異論はありませんが、業務の協働にとどまらず民間の発想力や問題意識、特に経費削減に対する執着心、努力は、今日の行政が学ぶべき最たるものではないかと、私はそのように考えています。 そのことを申し述べ、私の一般質問を終わります。
議 長	これで7番、石丸時次郎議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩いたします。 11時より再開します。 (10:49)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (11:00)
議 長	11番 福本秀昭議員
福本議員	通告に従いまして2点ほど、電子黒板について、2点目は保育所についてということで、順次質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。 では、電子黒板についてということで、質問をいたします。 21世紀を生きる子どもたちには、確かな学力、豊かな心、健やかな体といった、生きる力と同時に、その形成に資する必要な情報を、自ら収集し判断し、表現、発信し、他と共同して新たな価値を生み出していく情報活用能力が求められる中で、このような力を身につけていくために、一斉学習による学びだけではなく、子どもたち一人ひとりの能力、特性に応じた個別学習、アダプティラーニングや子どもたち同士、子どもたちと他の人、組織が教え合い学び合う共同学習を推進していくことが、今後の基本的な認識となるのではないのでしょうか。 そこで本町学校教育に電子黒板をいち早く導入され、教育環境の整備が段階的に進められています。電子黒板の導入にあたっては、先生たちの周知、理解は十分だったのか、まずお答えいただきたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	電子黒板導入における教職員の理解について、お答えいたします。 電子黒板につきましては、ICT機器の特性を生かすことで、先生方の授業改善に繋げ、児童・生徒の学ぶ意欲、学力の向上をはかることを目的として、平成27年度、すべての小学校の普通教室に設置し、今年度、平成28年度には、両中学校普通教室に設置を予定しております。 このようなICT機器の活用につきましては、導入前の段階からICT教育先進校に教職員を派遣して、各学校にICT機器の活用を還元し教育効果を上げるための活用促進を図ってまいりました。 今回、この電子黒板導入にあたりましては、校長会を通して、各学校に導入目的を周知し、効果的な活用を依頼したところであります。 また、各学校の担当者には、業者による電子黒板の実写について、説明していただく場を設定し、電子黒板導入に伴う要望、意見の把握を行ってまいりました。

	導入後につきましては、すべての先生方に操作方法の周知や積極的な活用をはかっていただくうえで、各学校の導入研修、各学校に位置付けていますＩＣＴ教育推進担当者を招集しての研修を実施し、電子黒板活用についての理解をはかっておるところでございます。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	今、課長から説明がございましたけれども、私も学校に、先生たちとお話を聞く中では、みんながデジタル的な考えと言いますか、能力と言いますか、なんか自分はアナログじゃなかろうとか、先生たちは控えめに話されておりましたけれども、それは、後で質問をいたしますけれども、研修を通じてやはり先生たちが積極的にこれを活用していただくということでお願いするわけですし、後で質問をしますですのでよろしくお願いいたしたいと思います。 教員のＩＣＴ活用指導力によって、授業を受ける児童・生徒、大きく影響を受けます。授業の展開も変わり、学校内での利用にばらつきが発生しないかということで、今、先の質問と少し比較的な質問になろうかと思っておりますけれども、お答えいただきたいと思っております。
議 長	教育課長
教育課長	学校内での利用状況について、お答えいたします。 電子黒板の活用状況につきましては、本年６月、各学校に記述式のアンケート調査を実施いたしました。 記述内容を見ますと、教科の特性に応じた活用を様々な教科で行っており、すべての学校で電子黒板の利用が進んでおります。 特に書画カメラを活用し、視覚的に示す機能がとても効果的であるといった意見が、どの学校からも出されております。 また、教育委員会による学校訪問の際に授業参観を行いました、各学校とも電子黒板を効果的に活用した授業が数多くございました。すべての学校で電子黒板の積極的な活用がはかられていると認識をしております。 今後は、学校内での利用にばらつきが生じないように、ＩＣＴ教育推進担当者研修の充実、導入業者を派遣するなど、電子黒板を含めＩＣＴ機器活用にかかわる校内研修への支援をはかってまいりたいと考えております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	確かに先生たちのＩＣＴに対する力量と申しますか、その辺にも影響はする部分も確かにあろうかと思っておりますし、この電子黒板は、幸いセッティング、天井に取り付けられて、もういわゆる準備が簡単にできるというメリットがあるわけです。 本来ならキャスターは付いております、以前導入した分、そういったものは、配線から移動とかですね、そういうことで、後片付け等もあるわけです。 そうすると、ちょっとしたことで使いたいけれども、もうやめとこうかと、そういうことに繋がらないとも、そういうことも思うわけです。 したがって、今回の導入については、私も課長から、しっかり導入の内容についてはお聞きいたしておりました。 なるほどということで、私もそのときに同意いたしましたけれども、やはり先生たちにとっては、やはり少し皆さんが、みんな１００％思いは同じではないと思っておりますけれども、お年寄りの定年前の先生は、いや、もうこれを自分のパソコンから高上した形で電子黒板に挑戦しますと、そういったありがたい前向きなお話をされておりました。 今後は、結果としてはやはり研修で、やはり努力すると、クリアしていただくという他にはない、というふうに考えたわけでございます。

	使用する上で、操作の取得はもちろんですが、導入直後でもあり、まだまだ課題があってもおかしくはありません。全体研修や個人的研修を実施されると思いますが、報告においては、ワークショップ形式の研修を、特に子どもたちに効果があったそうです。 研修の内容については、幅広い工夫が必要ではないかと思われます。有効活用するには研修会等が必要だ。果たして時間が取れるのかという心配もあるわけです。この点について、お答えいただきたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	時間が取れるかということでございますけども、その前に、私が学校訪問いたしまして、感じたことを申し上げます。 1年生のクラスだったと思うんですけども、同じ授業で同じ内容の電子黒板を使った、ソフトを使った授業がなされておりました。おそらく先生たちの協力によって、そのソフトが作られたものだと思っております。非常に有効であるということを感じました。参考に述べさせてもらいます。 それでは、電子黒板活用に関する研修会等の状況について、お答えいたします。 平成27年度3学期に電子黒板を導入し1年経過しておりませんので、さらに有効活用をはかるための研修会が必要であると認識しております。 教育委員会といたしましては、朝倉郡ICT活用教員担当研修会を通して、電子黒板活用を研修内容に位置付けております。本年度は6月に研修会を実施し、各学校での活用状況の情報交換を行ったり、効果的活用のための具体的事例を導入授業に紹介していただいたりなど、より実践レベルでの研修を実施いたしました。 さらに、次回11月の研修会では、電子黒板を活用した公開授業を計画しております。 各学校におきましても、年間研修計画にICT機器活用にかかわる校内研修を位置付けております。週時程における木曜日を研修日として時間の確保をしておるところであります。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	確かに、研修にはいろいろな手法があるだろうというふうに思われるわけです。 先ほど申しましたように、ワークショップ方式が非常に良かったと。 それはなぜかと申しますと、やはり子どもが主役になれると。常に受け身の授業の展開である中でですね、やはり子どもが表現するにあたって、発表するにあたって、やっぱり自分が主役的な役割ということ、子ども自身が自覚するということでの、この形態、いわゆるワークショップ方式が非常に子どもには、満足しておったというふうなお話をいただいた訳です。 今後、今冒頭に言いましたように、研修の内容は、それこそ実践の中でいろいろ工夫されて、取り組まれるだろうと思いますし、この点の長丁場になるだろうというふうに考えますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。 学校を訪問した際に、筑前町は、教育にはしっかり力を入れていただきますねと、感謝の言葉が返って来たわけです。子どもたちに豊かな環境の中で学び、これまで十分伸ばせていなかった能力が開花させ、社会の中で活躍できる可能性を広げられる子どもたちに、大きく成長して羽ばたいてもらいたいというふうに期待するわけでございます。 そこで最後ですが、町長に、学校組織会議ですか、に参加されておるだろうというふうに思いますが、この点の電子黒板の導入も含めたご感想をお聞きしたいと思ひます。
議 長	町長

町 長	お答えいたします。 昨年度から法改正によりまして、首長もですね、教育支援大綱の責任者となり得るということでございます。早速会議が開かれまして、支援大綱を策定いたしました。 その折に私の思いといたしましては、筑前っ子は世界に羽ばたいてもよし、地域で活躍するもよしと、そういった子どもをしっかりと育てていきたいと、そのような思いで取り組んでいただきたいと。そして、学力も都会人に負けるんじゃないよと。特技だってしっかりやっていこうじゃないかと。 うちの町は非常に農業を基盤とした文化がございまして、おかげさまの文化だってしっかり育っていると。また、よそにない国立の青少年自然の家だってあると。子育てには絶対向きなんだと、いうことをしっかりアピールしながら、自信をもってやっていこうということでございます。 いち早く空調施設も取り入れさせていただきました。これも皆様方の税金でありますけれども、取り入れさせていただいて、より良い環境の下で子どもたちを育てていきたいと、そういった思いでございます。 また、電子黒板につきましてもですね、これは、入っているところは入っているんですね、正直言いますと都会は。私はもうそういったところを、空調なんか、東京なんかかなりの割合で入っております。そういったことも考えまして、ぜひ、そういったことに負けないような環境づくりをやっていききたいと。 また実際、いろいろ報告を受けますと、タブレット効果あるいは電子黒板効果等も出ているように報告も受けております。ぜひ、この効果をしっかり検証しながらですね、さらに子どもたちが望むなら、先生方が望まれるならば、応援をしていきたいとそうように考えます。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	町長から、教育に関する支援の言葉を頂き、力強く感じたところでございます。次の質問に移ります。 保育所についてということで、本町の地方創生においてのまち・ひと・仕事と創生の実現のために、地域の創意工夫のもとに行政のすべてをもって取り組み、併せて町民の意識を共有するとともに、多くの参画が必要不可欠ではないかと思います。 その点において、保育事業も一役の期待と責務の重要な役割を担っていると思いますが、まず担当者の認識について、お答えいただきたいと思います。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 筑前町総合戦略の基本目標の1つに、子どもと子育て世代から選ばれるまちを創出する。とあります。 特に重点施策として、西部地区の保育所新設があげられております。これは就労機会の多様化や社会参加の機会の拡大、核家族化などの社会情勢の変化による保育利用希望の増加に対応し、子育て世代が育児や仕事を両立できるよう、子育ての負担感や不安の軽減をはかり、安心できる保育環境を整備することが目的です。 総合戦略で目指していく町の姿や町づくりにおける方針に従い、安心して子どもを産み育てることができるよう、様々なニーズに応じた具体的支援に取り組み、すべての子どもが権利を守られ、健やかに成長することを目指して事業推進していきたいと考えております。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	保育所の役割ということを考えたときに、当然地方創生の中で保育事業を展開するにあたっての、やはり町のまちづくりに貢献してもらおうという思いで、敢えて課長にご認識を頂戴いたしたわけでございます。

	本来は保護者等の仕事や病気、出産、介護などの理由で、子どもの保育が必要となる場合に、保護者から委託を受けての子どもを保育するのが、従来の目的でございます。 将来人口減少を迎え、少子化対策として出産、育児が、安心して育てられる整備を考えたときに、保護者の入所手続き等の負担をできるだけ軽減を、認可保育園の保育料は収入によって段階的に決められていますが、地域によってもかなりの開きがあります。 少子化で子どもの数が減少しているにもかかわらず、生活保護費以下の収入で暮らす子育て世帯が多くなっている現状での、乳幼児を含めた保育料の設定は適正と言えるのかどうか、お答えいただきたいと思います。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 保育料につきましては、子ども子育て支援法の規定によりまして、国の基準額を限度として世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して市町村が定める額とされております。 筑前町では、国の基準額をさらに細分化しております。国は8段階ですけれども、筑前町は12段階に分けております。そういうことで、独自に負担軽減もはかっております。また、制度上多子世帯等への負担軽減措置等も取られております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	私も保育料金がですね、どの程度の実態かということで、いわゆる大刀洗、筑紫野市、朝倉市等を調べさせていただきました。 そうしますと、今、課長が言われましたその内容とは、少し食い違いがあるのではないかなと。 それで、階層は12、確かにございます。所得課税によつての。しかし料金がですね、非常に差があるんですよ。 それで、これは後の話になるんですけども、いわゆる地方創生の戦略の中で、保育事業の手当ということについても、やはり特化、筑前町が何か1つ目玉の料金を設定して、子育て中の保護者に喜んでもらえると、「ああ、筑前町に住んで良かった」と言えるようなね、何かプランをですね、検討していただきたいというふうに思うわけです。 でないと、もうどこも同じような、似たり寄つたりの、失礼な言葉ですけども、そういうふうな実態、状況です。 そこで、ちょっと一例上げて料金を申し上げますとね、3歳児未満児がですね、大刀洗は5万600円なんですよ。それから朝倉市は8万4,200円、それから筑紫野市は7万9,850円、筑前町についてはですね、本町については8万4,000円ということで、これは、何か間違いがあればちょっとお答えいただきたいと思います。
議 長	こども課長
こども課長	申し訳ございません。今、議員さんがおっしゃられた数字がどういったものなのかが、ちょっと私が理解ができなくて。
議 長	福本議員
福本議員	すみません。 あのですね、これ全部比較というね、ちょっと大変な事務的な面があるんで、それで所得割額の高い世帯の月額保育料を拾ってみたんですよ。そして差を比較したということです。 それで非常に筑前町の料金表とですね、他の料金表が、少しやはり筑前町が若干高

	いというふうに思っておりますが、改めてもう1回、これに異論があればお答えいただきたいと思います。
議 長	こども課長
こども課長	お答えさせていただきます。 まず、この保育料の設定なんですけれども、平成27年度から新制度に移行しております。その際に従前の保育料との大きな差が出ないように、また保育料アップにならないように考慮しております。その上国基準を細分化して設定しております。 議員さん言われたように、各市町村ごとにですね、事情を勘案して定められておりますので、その設定された経緯等、それぞれ市町村によって異なるものと思っております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	大刀洗町ではですね、要するに保育所をですね、民間に移行されたと、社協がですね、社会福祉協議会が2つの保育所を引き受けられたということで、そのときに町長の裁断で、すごく安価に値引きされておるわけです。 そういうことでですね、これをすべてとは申しませんが、何か筑前町の地方創生の展開を5年間にする中で、何かここは、筑前町は子育てのやりやすいと言いますか、そういう目玉商品をですね、今後検討していただきたいなと、いうところをお願いしたいなというふうに思いますが、再度お答えいただきたいと思います。
議 長	金額の件で、最初に言われた大刀洗が5万6000円、そして筑前町が8万4,000円と言われた、その額がものすごく高いじゃないですか。そこを明確に、何か先に答えていただきたいと思います。 分からなければ、その内容を説明していただきたいと思います。 こども課長
こども課長	お答えします。 お答えしにくいんですけども、もう市町村ごとに差があるのは当然と言いましょか、その市町村で定めるものになっておりますので、それぞれたぶん定められた額には経緯があると思います。大刀洗が安いというのも私たち把握しております。はい、破格に安いとは思っております。 ただ、それを筑前町で、同じようにサービスとしてやれということは、ちょっと今、現時点では考えておりませんし、先ほど議員さんがおっしゃられた金額、もちろん筑前町はそれぞれの階層でそれぞれの市町村ごとに金額が違いますので、高い階層になってくると筑前町が安い部分ももちろんありますので、その辺は考慮をしていただきたいかかと、ちょっと思っております。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	私からのお願いはですね、今後、今後何かそういう財政的な面も含めての会議があるときにですね、何か検討をお願いしたいなということで、一応この場はおさめさせていただきます。 言うまでもなく設備や保育士の人数など、国が定めた認可基準をクリアしている保育行政を実際に運営しているのは、市区町村の各自治体です。保育料は各自治体が決定しているのです。ということは、自治体によって保育料の額には差があるということになります。 最も保育料については、自治体間の格差よりも世帯収入による差のほうが大きいというのも事実です。収入によっては無料から6万円を超える段階的に設定されています。問題は、子育て貧困が146万世帯、ここ20年で倍増しておるという実態でございます。 また、0歳から2歳、価格は3歳以上は少し安くなっています。これは、年齢によ

	ってかかるコスト、多くは保育士の人件費、いわゆる加配処置がされておるということでございます。 収入や子どもの年齢によって差があるというのは、ある程度納得はいきますけれども、同じ収入なのに住む場所によって保育料に差があるというのも、保護者の立場から反対意見をされておりました。 保育サービスの拡充、保育の質、公立保育園の役割、職員関係、民間活力導入の場合の方法などについて検討され、保育園への民間活力の導入の声は多いと聞いていますが、そこで保育運営等に公設民間の格差がこういった形であるのか、お答えいただきたいと思います。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 保育所につきましては、施設設備の基準、運営に関する基準等が規定により定められております。 また、公立、私立区別なく毎年、県及び町担当職員による監査が行われ、設備の安全性や人員配置、勤務体制、災害対策や苦情解決など、施設や運営に関する基準の順守などが細かくチェックされます。 保育所運営に関しましては、県内一定の基準が保たれるような仕組みになっており、官民の較差なく適正に運営がなされていると認識しております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	他の方からのお話を聞くと、例えば幼稚園のほうですと、例えば、みなみ幼稚園ですか、野町にある、そこは非常に教育に、保育はもちろんですけども、併せて教育をしっかり取り入れられておると。そういったことで、やはり園児の確保も大事なことだろうと思いますので、そういうことで、目玉としてですね、そういった内容をボリュームを付けて、他の幼稚園にない内容を取り込んで、努力されておるという話をお聞きしたわけです。 保育所は、冒頭に申し上げましたように、やはり保育というのがメインには変わりはありませんけれども、そこに、ある保育所は、いや、教育も必要ですよと、いった話をされる施設長と言いますか、そういう方もおられるわけです。 それで、確かに保育がメインには間違いはないんですけども、やはり併せてですね、成長していく段階で、やはり最低限度の力は身に付けてほしいなというふうな期待もあるわけでございます。 そういうことで今のところ、今の質問で、官民のあれはないというふうなご回答でした。よく分かりました。 では、次の質問ですけども、乳幼児の0歳ですね、0歳の受け入れ問題はないのかということで、お尋ねいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 今ですね、民間保育所の入所率が、8月現在で124%ほどになっております。 ただし受け入れに際しての面積基準や保育士の配置数などの基準は、今のところ確保できておりますので、現時点では問題はないと考えております。 ただ、今後につきましては、低年齢児の入所希望が増えてきております。各保育所での受け入れ態勢の状況によりましては、徐々に難しくなってくると予想されております。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	課長にはお話はしましたけれども、白梅保育所については、なんか0歳の対象者に

	は断ったと。それで、それは収容能力と言いますか、が、やっぱり数に限りがあるということでもあろうし、もう1点は、保育士を特別加配をしなきゃならないということもあるわけだろうというふうに思うわけです。 そういうことでお断りしたという経緯があるということ、そういう話を聞いたわけですね。 そういうことで、筑前町は、そういった面では、待機は0だというふうに理解していいわけですね。 障がいのある児童の保育所での受け入れを促進するため、障がい児保育事業において、保育所に保育士を加配する事業を実施してきた。当該事業については、事業開始より相当の年数が経過し、保育所における障がいのある児童の受け入れが、全国的に広く実施されるようになったため、平成15年度より一般財源化し、平成19年度より地方交付税の算定対象を、特別児童扶養手当の対象児童から軽度の障がい児に広げるなどの拡充をされています。 この他、障がいのある児童を受け入れるにあたり、バリアフリーのための改修等を行う事業や障がい児保育を担当する保育士の資質の向上をはかるための研修を実施しているそうです。 発達障害等の児童受け入れの実態は、どうなっておるのか、お答えいただきたいと思います。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 障がい児の受け入れに関しましてですけれども、発達障害に限らずお答えいたします。 集団保育が可能であるという場合、または療育上集団保育が有効であるというふうにお医者さんなどが判断した場合などですね、受け入れをしております。 また、受け入れた児童に対しましては、特に見守りや注意を要すると思われる場合につきまして、保育士の加配をして対応をしております。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	確かに入所希望者の方は、まずこども課で受け付けをしなきゃならないと。それには、担当課長が話されたように、医者の、これは健康診断みたいなものだろうと思いますけれども、その診断書をですね、障がいのある方等は、特に添付しなきゃならないということだろうというふうに思いますけれども。 これまで断ったことはないというふうなことで、特別多くの手が必要ということであれば、加配体制を配慮して対応するというので、受け入れをするということだそうでございます。 そういうことで、非常に普通の保育所でやっぱり保育を受けたいというのが、親の思いだろうと思います。そういうことで、良かったかなという思いがいたしております。 最後の質問になりますけれども、保育児の高学年になりますと、夢を持つわけです。いろんな思い、子どもはですね。 それはやはり、おはじきとかビー玉とか、それから仲良しだった友達の話とかですね、子どもなりにやはりしっかりと、楽しく保育所で過ごしたいという思いからですね、やはり保育所を、例えば美和みどりにしても、やっぱり他の方も行かれると、訪問されると分かると思いますけれども、やっぱり少し、失礼な言葉ですけど、ごちゃごちゃと事務所から給食室等がね、そう感じるわけです。 いや、これは子どもにはちょっと、子どもは慣れて問題ないのかもしれませんがけれども、やはりせめて、色で子どもたちをごまかすわけじゃないんですけど、でき

	たらやっぱ改修かなんかして、筑前町1つの町の保育所でもございますのでですね、ぜひ、私は、将来ご検討をしていただいたらというふうに期待するところです。 そこで、町長にお答えいただけたらと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 美和みどり保育所は建築して37年経過していると、そのように報告を受けております。 まだまだ耐用年数内でございます。安全面とかですね、そういった塗装面等々で改修が必要な部分はですね、やはり改修すべきだと考えております。 そういった、まだまだ十分に使える施設は活用しながらですね、今後やっていきたいということで、再度課のほうに再チェックをいたしまして、必要な部分については改修、改善をしていきたいと、そのように考えます。
議 長	福本議員
福本議員	町長の言葉は、本音と現状ということでのお言葉だったというふうに思うわけです。 保育所の役割と機能の整備は、地域の利用者、住民の理解の下に進められ、保育所の特性である地域密着性を活かすことが重要であります。保育所における養護と教育の特性の明確化とともに、子どもの育ちの連続性から、小学校との連携のあり方等についても具体化をはかる必要があります。町がさらに地方創生を推進するためには、幅広い分野での思い切った政策での展開が不可欠であります。 今後執行部も問題、課題が多い中で、大変というふうにお察しするところでございますけれども、歯を食いしばって頑張っていただきたいと思います。 以上で、私の一般質問を終わります。
議 長	これで11番、福本秀昭議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 午後1時より再開いたします。 (11:47)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:00)
議 長	一般質問に入ります。 2番 田口譲司議員
田口議員	通告書に基づき、質問します。 1つに納税についてというふうなことで、2番目に環境整備についてという、2つの質問をしたいと思います。 まず、はじめに納税について、でございますけれども。 納税は国民の義務とか申しますが、いつの世も取り立てる側と納める側の対立、あるいは葛藤が続いております。ときには反乱をも起こります。 私なりに思いますに、税の制度化が646年、斉明・天智天皇時代の大化の改新により制度化され、およそ1,400年が経ちます。社会こそ変われ、構図はそう変わるものではありません。いつの時代もいろんな手段によって納税を策しています。 江戸時代では二宮金次郎や孝子弥四郎さんを宣伝、利用し、推進を図ってきたところでございます。今日では口座引き落としという手段で、機械的に手を汚さずに納税ということになっております。 そこで質問ですが、口座引き落としはですね、現在何%かお尋ねします。4税だけ

	でございますので、よろしくお願いいたします。
議 長	税務課長
税務課長	私より、まず事務的視点で回答をさせていただきます。 ご承知のようにコンビニ収納は、公共料金や販売代金などの各種料金を、提携先の全国コンビニエンスストアで24時間の365日、
議 長	課長、質問の回答と違いますので、口座振替の。
税務課長	すみません。 口座振替の率でございます。先ほど4税の口座振替と言われましたので、資料によりますと、一般会計及び特別会計の資料では、全体の58%で、その中で4税のみでは46%の口座振替率となっております。失礼しました。
議 長	田口議員
田口議員	約半分の人が口座引き落としをされておるといふうなことでございます。 毎月の通知を見るとですね、支払いが容赦なく記入され、給料、年金はほんの少しの額になっていると。電気代、上下水道代、肥料、農薬代、保険料、その他諸々があります。年金は老後の小遣い銭とか言って推進していましたが、年々額は下がっていくばかりであります。 私もそうですが、多くの家庭は家計のやりくりがですね、大変だろうと察します。そこで住民の声として、近くのコンビニでもですね、支払いが可能になるよう言うてくれんかというような、私に対する質問もありましたので、ここで、コンビニでも支払いが可能になるように、どうかしてくれんかということと、近隣の状況はどんなだろうかと、いふうなことを質問したいと思います。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 支払いができるようにならないかということについてですね、今質問の中身で、大きな課題としましてですね、できるためにはということで、1つ目は、費用対効果の面で、収納手数料等がですね、他の納付手段の比べまして割高であります。コンビニの場合は、1件当たり60円から65円、しかし、現在の口座振替は10円などありまして、負担増が考えられます。 2点目はですね、システム導入などの初期投資の負担が多額でありまして、見積りが約2,400万円程度とあるんですが、大きな市ではできると思います。しかし、小さな地方公共団体ではかなりの負担となってきますので、そういうことがあります。 あと事務的な問題としましてですね、役場へ収納の確認反映が時間を要する。または、コンビニ店員の対応時のトラブルなど、また3つ目に個人情報の保護、そして、収納者照会事務がコンビニではなかなかできないというところもありまして、コンビニ納税につきましては、問題点もあるのも事実であります。この点につきましては、朝倉地区の税務連絡協議会等においても情報を交換しながら、さらに調査研究していきたいと思っております。 あと1つ、他の市町村はどういう状況かということでございますが、全国47都道府県ではですね、1,741市町村中1,004市町村が導入しております。 平成27年7月の県下では、60市町村中34市町、内訳としまして、21市13町でございます。約半数近くがですね、導入している状況でございます。 近隣市町村の状況は、筑紫野市、小郡市、大刀洗町が実施しておりまして、朝倉市、東峰村は未実施であります。 参考に朝倉市の状況は、収納対策課の徴収係と税務課の賦課の係などで、3税と料金及び国保税などに分かれておりまして、検討されたが結果として、結果、関係課と

	の調整で、実施見込みが立っていないという状況ということは聞いております。 以上、事務的な問題を含めまして、私からの回答とさせていただきます。
議 長	田口議員
田口議員	今後、こういう社会でございますので、取り組みがあるかと思えますけれども、こういう自動車にも乗れない、自転車にも乗れない方がたくさんおられます。財政的にも負担ありましようが、弱い人の手立てがですね、反映されるよう要望しまして、次の質問に移ります。 環境整備についてというふうなことで、用地交渉の中で合意があっても、事業の実施があまりにも遅いというふうなことで、町の責任ではありませんけれども、国、県の事業についてはですね、多岐にわたって行われておりますけれども、用地購入が必要な事業の中では、いろんな先方のご都合が発生すると思います。 1つにはですね、地権者と合意を見ると、都合上早く売買契約をしたいという地権者もおられます。 2つには、時間が経つとですね、境界確定されたことが保護される場合もあります。 3つ目には、事業用地が確定されるとですね、その土地や建物が邪魔になる面も出てきます。という声がですね、いろんなところから聞こえてきます。 町が何とか対応できないかということでございます。早く言えば先行取得ができないかという質問でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	建設課長
建設課長	県の道路事業に関することでございますので、私のほうから回答させていただきます。 まず、現在筑前町におきまして、朝倉県土事務所で行われております事業の実施の中で、用地買収を伴うものの進捗状況について、ご報告をさせていただきたいと思っております。 最初に、県道久光・西小田線歩道設置工事で、上高場地内で行われておりますけれども、事業進捗率が事業費ベースで、今年度分を含みまして約79%、用地の進捗率が面積ベースで、8月末時点で約85%となっております。 2つ目に、国道386号久光歩道設置工事、歩道設置工事、久光地内で行われておりますが、事業進捗率が、同じく事業費ベースで、28年度分を含みまして57%、用地の進捗率が面積ベースで、8月末時点で約75%と伺っております。 町が先行取得をすることについてでございますが、もし町が先行取得をする場合には、租税特別措置法に規定をされておる特例に該当するかが、いわゆる5,000万円の控除の対象になるかが問題になると考えられます。 課税の特例は、事業実施者が自ら買い取りする必要がございまして、事業実施者以外の者が買い取りを行った場合には、特例は適用されないと税務署のほうから伺っております。 例外としまして、代行取得による特例の適用が認められているようでございますが、代行取得を行うためには、道路法による道路管理者の権限の代行の手続きを取る必要がございまして、県の道路事業の用地取得は、権限の代行には含まれておらないようでございますので、町が代行取得することは難しいかと思えます。 また、その中で町が先行取得を行いませば、地権者の不利益ともなりますので、難しいというふうにご考えております。 議員ご発言がありましたように、用地協議が整いました分につきましては、速やかに契約をされ予算を付けていただくように、県のほうに要望してまいりたいと思えます。以上でございます。
議 長	田口議員

田口議員	事業につきましてはですね、国県の事業につきましては、たいへん時間がかかることはですね、私も十分承知しておりますけれども、地権者の声としてはですね、なかなか進まないという不満もありましてですね、もう少しどうかんらんかというふうな声でもございます。 今後町におかれましてはですね、県土整備にもう少し働きをお願いしましてですね、よろしくお願いいたしますと思います。 次に、まちづくり事業についてでございますけれども、西田地区のまちづくり事業についてですが、町が予算を組み、計画を立てて6年、ある一定の報告書が出だして3年と経っていますが、町としてどう進めているのか、また、どう進めていくのか、お尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 これまでの経過も含めて回答したいと思います。 住環境整備は、戦前及び戦後を経過し、また、高度成長期を通りながらも社会問題について真剣に検討され、国において事業範囲の拡大、制度の拡充が図られてきました。その根拠法令が住宅地区改良法となります。 住環境整備は、その地区に居住する人々の参加と協力が不可欠であり、地区住民の合意形成が重要となります。そのため西田地区まちづくり推進委員会が結成され、住民の意見の集約、町政が行われてきました。 平成22年度をはじめとし、西田地区住環境整備事業基礎調査を行い、2分の1の補助金を受けています。平成23年度から昨年度まで町単独事業による西田まちづくり計画の業務支援を委託し、専門コンサルタントによるコーディネーターにより、推進委員会を延べ65回、ワークショップ延べ14回を開催し、計画素案ができ概算費用を算出しましたが、多額の事業費であり、事業区域約3.5haの中で小規模改良住宅事業の地区整備、補助率2分の1、改良住宅設置補助率3分の2ではありますが、補助裏の地方負担となる一般財源が大きく、財政計画を懸念するところでございます。 住宅改良事業に取り入れるべき事項や住宅改良事業の限界を超えるものなどと相互に理解を深め、必要な事項が事業計画の中に盛り込まなければなりません。 本年度は、再度意向調査の取り直し、そして当初計画素案の事業費では、町の財政事情を考慮すると厳しいものがあり、効率的にどれだけのことができるのかを、検討を開始したところです。 当然、この計画の見直しは、財政事情を勘案することが必要となります。以上でございます。
議 長	田口議員
田口議員	国策として本格的に行われた同和対策事業は、昭和44年に制定されて以降、平成14年に事業は終わっております。その間30数年あるが、率直に思っ、手立てはなかったのかという疑問が出てきます。 特別対策事業から一般事業になるとたいへんな財源がかかります。かかりますが、行政として取り組んだからには、住民から喜ばれるような事業にしたいものです。 既に平成21年から国、県から多数の視察者を迎え、機運は盛り上がっているものと察しするところであります。 そこでお尋ねですが、財源の見通し及び県との交渉構想はできているのか、お尋ねします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。

	西田地区の住環境整備は、住宅地区改良法に基づく小規模住宅地区改良事業で行うことができ、国が定めた小規模住宅地区等改良事業制度要綱により補助金が受けられる予定です。 採択要件としては、施工者は地方公共団体、対象区域は不良住宅が存する地区。 地区要件としては、不良住宅戸数が15戸以上、不良住宅率が50%以上であり、現在のところこれを満たすため、事業採択は可能と考えているところでございます。 補助金の補助率は先ほど述べたとおり、地区整備費が2分の1、改良住宅整備が3分の2となり、地方負担分となる裏負担財源が一般財源となります。 この住宅改良法に基づく補助事業であり、国が定めた補助要綱で実施されていることでの、筑前町だけでの申し入れで、補助率が変わることはありません。 毎年度福岡県住宅計画課及び国土交通省住宅局・住環境整備室が筑前町を視察されますが、このことは確認しているところでございます。 制度設計が確立されている中、財源を交渉事項で上乗せできるものではありませんが、関係機関と連携して情報収集などに努めていかなければならないというふうで考えるところでございます。以上です。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 一言で言えば、今のような町の事業負担では耐え切れないというような判断でございます。 当然、今までの計画についても見直し、そして財源等の見直し等を十分検討しなければならないと、そのように考えているところでございます。 私のほうも様々に努力をいたしまして、当時の同対事業が実施されたときのような、町の負担でよければということで、いろいろなところをお願いに回りましたけれども、そういったことは現実的には無理だという状況でございますので、そのことを十分に考えながら、この事業の実施については当たらなければならないと、そのように考えております。 今しばらく、今、事業量の見直しと財源の見直し等を、今年度、来年度に向けてやるつもりでございますので、その事業量等を見て、さらに判断をしたいと思っております。
議 長	田口議員
田口議員	この事業はですね、全国でただ1つ取り組んでいると聞き及んでおります。西田地区の事業としてはなく、まだまだ取り組んでないところにも励ましを与えるものと思います。 町長を先頭に職員一丸となってですね、いささかも緩めることなく前進されることを望みます。 これで、私の質問は終わります。
議 長	これで2番 田口議司議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 1時35分より再開します。 (13:23)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:35)
議 長	6番 木村博文議員
木村議員	よろしくお願いします。

	今回は快適な環境づくりと企業誘致、これにつきまして、2問質問いたします。 まず、快適な環境づくりということでお尋ねいたします。 9月に入りまして若干涼しくなりましたが、今年の8月はたいへん暑く、雨が少なくでですね、草が伸びんかなと思ったら、雨がなくても草がどんどん伸びるんですね、これ。この時期には町の至る所で雑草がですね、伸びているところを目にするところでございます。 そこでまず、①の河川管理、これからお尋ねしたいと思います。 ご存じだろうと思いますが、先日ある地区の河川の草刈りで事故が起きております。この被害者の方はドクターヘリで久留米医大まで運ばれたということですので、作業中に隣の人から刈り払い機で脛を切られたということですので、大変な事故でございました。 この方は私、ちょっと知っておりましたので、早速お見舞いに行ってきたんですけども、ほんとよう切り落とさんやったなというほどですね、もう私の腕より脛が細くてですね、もうそこをやったということで、ほんとぞっとすることでもございました。 そしてその方はですね、結局一月仕事を休まれてですね、業務上のケガじゃないもんだからですね、やっぱり労災の適用とかもなくでですね、ボランティアの保険ということで、1日2、3,000円ぐらいの補償ですね。それしかないそうでございます。 まだしびれも足先に残っておるそうなんですけど、これから先の補償も全くないということで、ものすごく不安だということですね、訴えておられました。 今回、このケガについてはですね、それはもちろん若干のご本人にも注意不足というのはあると思います。しかし隣の方からですね、そうやってやられたということは、ご本人にはほぼ過失はないのかなとですね、思っておるところでございます。 やっぱ区長さんもですね、そのとき作業について、ほんとくれぐれもケガのないように用心して、してくださいということで、作業に取り掛かってあるんですね、今回。 この方は、実は農家ではなくてですね、やっぱり慣れられてないそうなんです。でもやっぱり区長さんの呼びかけにですね、協力せないかんということで、頑張ろうということですね、20代半ばの青年なんですけども、頑張っ出ていただいているんです。 こういった現状があるんですが、まずですね、担当課も耳にはしてあると思いますが、この現状をですね、こういった見解をお持ちかですね、お尋ねいたします。
議長	建設課長
建設課長	県の河川管理に関することでございますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。 まず、最初に筑前町内の河川の状況について、若干ご説明をさせていただきたいと思います。 県が管理をします1級河川が8河川、約24kmでございます。町が管理を行います準用河川及び普通河川が29河川、約56kmでございます。 維持管理の状況としましては、県管理の1級河川におきましては、朝倉県土整備事務所によります浚渫工事、また、ご発言のありました河川愛護団体等によるクリーンリバー推進対策事業による、草刈り活動による作業等が行われております。 このクリーンリバー推進対策事業には、県からの報償金に町の補助金を上乗せしまして、実施地区へ毎年交付をいたしております。合計の約3,400万余でございます。 準用河川及び普通河川につきましては、町による浚渫工事、地域ではなかなかできない大きな樹木の伐採工事などを業者に発注しながらやっているところでございます。 また、草刈り等については、ボランティア活動等で地域の住民の方をお願いしているというのが現状でございます。

	ご質問の金額は約346万余でございます。 ご質問のありましたボランティア中の事故については、非常に申し訳ないという思いでいっぱいでございますが、今回の事故につきましては、県管理河川の愛護活動によるものでございます。町道や町管理河川についても地域のボランティア活動でお願いをしているところです。なかなか難しいと思いますけども、十分に注意をされまして、無理な作業はされないように、今後も続けていただきたいというふうに考えております。以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	今回のですね、この被災者の方は、やはり地域にいつもお世話になつとるけん、またこれからもお世話になっていかないかんけん、お互い様やけん仕方なかとこの事で言われてありました。 しかし、今回はですねこの高額医療の適用もできたという事で、最低の結局その医療費とかで済んだという事も言われてありましたけれども。 やはり最低限ですね、この県の今さっき言われましたクリーンリバー事業ですか。県がボランティア保険というのに、入っていると思うんですけども。先ほども言いましたように2、3,000円。で、これがですねやはり最低限の補償ですね。この慰謝料とかなんとまでいかんでもですね、やっぱり掛かったしこはですね、最低賄えるぐらいの補償をしなくてはいけないとは思いますがですね。 補償、今回はこう言ってもらってますけども、じゃあこれから先、補償してもらわなかんってなった場合、どこにこれを求めればいいのかですね、お尋ねいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 現在今、県が加入しております河川愛護活動の事故にかかる損害保険については、議員ご発言の通りでございます。今回の事故に対しましては、町のボランティア保険にも該当するという事で、そちらの方も上乗せをさせていただいて、補償をしているような状況でございますが。十分かと言えるかについては問題があるというふうに思います。 補償の充実につきましては、県の方にもですね内容の充実等について住民の方から地域の方からそういう声が上がっているという事をお伝えしたいと思っております。以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	町のほうからもボランティア上乗せでですね、ボランティア保険からしていただけるということなんですけども、当然足りてないと思います。先ほども言いましたように、やっぱ20代半ばの青年がですね、足先にしびれが残っておるんですよ。 これから先やっぱ不安で、ずっとそれを抱えたまんま一生頑張っていけないかんわけですよ。だからやっぱ、それに対しての結局補償とまでは言われてないですよ、ご本人はですね。やはり最低限、今回かかった費用をとということですね、やっぱ思っているんだろうと思います。私は。私だったらそう言います。 だからその辺を十分にですね、これから先検討していただきたい、対応していただきたいと思います。 そして、この河川整備についてはですね、年間、たぶん延べ人数にしたら何千人という方が出てあると思います。その方がですね、この事実をどこまで知ってあるかですね。実際ケガをされても、これまでのあれしかできないんですよというのを分かって、認識してされてある方が、その辺りどれだけおられるかですね、その辺りをきちっと周知してですね、作業をしてもらうということもですね、これは大事なことだと思うんですよ。

	そこをはっきりするとですね、そういうことやったら、俺はもう出きらんばいと、そういう声があがることも予想されると思います。しかし、そこをはっきりしとかんとですね、これは、事故があった後どうのこうのあとですね、やっぱり事業自体がもう継続していけない、そういうことになると思うんですよ。 だから、それをきちっと周知する必要があると思いますが、その辺りはいかがでしょうか。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 ご質問の内容につきましては、毎年度当初に行われております区長会で、内容について、十分に周知徹底を再度はかりながら、実施団体のほうに周知をしまいたいと考えております。以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	その辺をぜひ、さらに周知徹底をお願いしたいと思います。 私は、若いころから30数年間、建築現場で働いてまいりました。現場では労働基準法、これは労働安全衛生法により職長がですね、安全確保や災害防止について特別教育を受けております。作業員に事故がないようにですね最大限に管理してまいりました。 しかし、この草刈りなどについてはですね、ご存じのとおり区長さんが先頭に立って、管理されているわけで。失礼ですが、やっぱり専門のそういうふうな能力は持たれてないのでは、中には経験された方があると思うんですけども、多くの方はですね、その辺を経験せずに管理されてあるということですね、やはりそういったですね、これは危険です。もうご存じのようにですね、もう前から何回もこの草刈りでドクターヘリが来たこともですね、夜須中学校に降りたことも何年か前もございました。皆さんの周りにもたくさんおられると思います。 これだけ危険な作業をですね、またなおかつ何千人という方が関わるとるわけですね、携わっておるわけですね。 もし法律上ですね、これはボランティア作業であって、労働安全衛生法とか適用にならないと言っても、やっぱりそれに準じるような対応をせんとですね、事故が再発するんじゃないでしょうか。いかがでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 国や町などの地方公共団体が発注します工事につきましては、刈り払い機取り扱い作業者の安全衛生教育を終了した者が従事することが必要となっております。 農業やボランティアの草刈りには適用されないようになっておりますが、先般のような事故も発生しておりますので、何らかの講習の必要性はあろうかと考えております。 今後どのような形で取り組んでいいのか、検討してまいりたいと思っております。以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	この件につきましては、私、県庁の県土整備課の課長と直接お会いしましてですね、相談もしたところです。しかし、久留米の監督署もですね、相談に行ってきました。 そこでですね、何らかのこういうふうな適用をすることができんかどうかということですね、言ったんですが、やっぱり難しいということで、法的にはですね、法的には難しいということ。 しかし、やっぱり危険な作業というのは、同じ作業というのは現実であって、やっぱりそれに準ずる対応をしていかなければならないでしょうねということですね、

	やっぱり言うておられました。 そういった中でですね、監督署のほうからご提案があったんですけども、刈り払い機の特別講習、これをですね、そんな費用はかからないそうです。県に2、3カ所しかないそうなんですけども、山家の教育センター、そこであっているそうです。山家の、どう言ったらいいですかね、山家から吉木のほうに越えるですね、あそこに教育センターが、産業教育センターですか、正式名称はちょっとあれですけど、そこで特別教育があつとるそうです。 そういったものにですね、ぜひ補助金を付けていただいて、管理するそれぞれの地区の管理される方にこういう講習を受けていただくとかですね、そういうふうな取り組みで事故防止に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。 次に、作業者の高齢化、これについてお尋ねします。 本町もご存じのとおり、高齢化率が28%を超えております。ほどになっております。町内のいろいろな活動で、若手の労働力不足、これが問題視されておるわけですが、この河川の草刈りされてあるところに行きましてですね、話よったら、昔は若手と言ったら20代、30代やったけど、今は50代後半か定年になったっちゃ、まだ若手と言われるとばいということですね、高齢化が進んでおるということで、ぼやいてありました。 今だからですね、でも今はまだ河川管理、これは地域のボランティアで成立しております。しかし、今から、これからですね、やはり高齢化で、やっぱり継続するのが厳しいというふうになっていくんじゃないかなということですね、想定されます。 今のうちから、成立している今だからこそですね、今から何らかの手立てを打つべきではないでしょうか。お尋ねいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 実は私も先月、地元の堤の草刈りに行きまして、先月60になりましたけど、まだ下から数えてですね、若いほうでございます。 議員ご発言の内容は、どこの地区も同じような問題として上がってきております。今日の現在で具体的な回答はできませんけども、県も含めまして、今後協議検討を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。
議 長	木村議員
木村議員	もし仮に、高齢化やいろんな様々な条件でですね、この作業を地域で継続していくのが困難となった場合、さっきもありましたクリーンリバー事業ですね、県の、これは報償費になるかなと思います。町の補助金等々を使って、例えばシルバーさんとか業者さんにですね、下請けとして出すというのは可能でしょうか。 また、下請けで出すのが可能という、下請けという表現はどうかと思うんですが、そういった委託をお願いするということになってですね、業務委託になった場合、こうなった場合は労働基準法や安全衛生法、労働安全衛生法ですね、この辺りの適用になるんじゃないかなと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 報償金につきましては、歳出予算につきましては、負担金補助及び交付金のところから歳出をしております。愛護団体への報償金として交付をしておりますので、作業に伴うのであれば、業者や個人等に委託をされても問題はないというふうに考えております。 区のほうで委託をされましても、区と委託者との契約関係は生じましても、区との

	雇用関係が生じるものではございませんので、区に対して労働基準法とか労働安全法の適用は発生しないと思います。 あくまでも委託をされた、受託をした業者とそこで働く労働者との間の関係になるのではないかというふうに考えます。以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	私が住んでいる朝日では、年に2回山家川の草刈りをしております。これは2.4kmほどあるんですが、ほんと大変ですね、実はうちも高齢化で、ほんと管理が大変になっておりました。 そこで今年度、区で乗用の四輪駆動の刈り払い機を買っております。傾斜が極端なこともあってですね、全体の役60%かちょっとぐらいしか刈れないんですが、それでもたいへん負担軽減になってですね、もう地域の方からものすごく好評をいただいております。 どうも聞くところによりますと、全く同じ機械を、町も多目的の芝の管理で持っているということで、この機械の良さというのはたぶん分かってあると思います。 県に聞いたら、朝倉県土にもそういうふうな貸し出せる機械が1台あるということですね、あんまり活用されてないということでした。 町でそのような機械を用意してですね、一定の条件を付けて貸し出すというような、そういうふうな取り組みはできませんでしょうか。お尋ねいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 高齢化なり農家の減少によりまして、複数の実施区からも同様の要望も出てきております。 県管理草刈りのためにですね、町の費用負担をすべきか、また購入してもすべての行政区で使用できるかなどのいろいろな問題がありまして、導入につきましては模索をしてきている状態でございます。 いろんなタイプがあるようでございますけども、購入したとしましても、実施期が、かなり同じ時期に重なってきますので、1台は相当100万前後する機械のようでございますから、そういうのを数台購入するというのは、ちょっと厳しい状況に、財政的にはあるのではないかなというふうに思いますけども。 今後県とも協議をしながら、来年度の予算編成に向けて検討をしてまいりたいと思います。以上でございます。
議 長	副町長
副町長	ただ今課長のほうから大体のことは申しましたが、数年前からこの問題は検討課題として上がっておりました。 それで、県のほうにもですね、県営河川だけではないわけです。先ほど言いましたように、町営河川もありますし、しかしながら、県のほうもいくらか出してもらえんだろうかと。そして大型機械を入れてですね、それを町で、希望する区については借用という形でですね、レンタル的な形でしてはどうかというふうなことも、今検討をしております。 それで、傾斜がやっぱり厳しいところについては、乗用ではなかなか難しい部分がありますし、トラクターの後ろに付ける機械とか、そういうのも一応検討しておりますので、何しろ財政的なものがですね、やっぱり県がいくらか出してもらわないと、なかなかこの事業というのも取り組めないというふうなことで、今後交渉していきたいというふうに思っております。以上です。
議 長	木村議員
木村議員	ありがとうございます。

	ぜひですね、今、副町長が言われましたが、傾斜のところですね、ここが一番やっぱり負担になってですね、ケガするところも傾斜のところなんですね。 だから、今、この機械がですね、いろいろ良くなっていますので、十分検討していただいて、補助金もしっかり検討して要望していただいて、ぜひ早急に、こうする間にもこうやって何件も事故が起きていますので、ぜひお願いしたいと思います。 今の形で、こういった地域でのボランティアで進めていくというのが、一番望ましいと思うんですが、やっぱり継続して、ちょっと難しいという場合もやっぱり想定して考えとかんとですね、もう来年度からできませんとなったら、あたふたするとなつてですね、できんわけですから、その辺も考えていかないかんとこではないかなと思います。 この管理についてですね、県のほうにこれもお尋ねしたんですが、福岡県で総延長1,900km、この河川があるそうでございます。その部分の6%、111km、これを県が直接今管理しているということでございました。 これはいろいろ条件があるんでしょうけど、朝倉市の小石原川とか佐田川、これはもう県のほうで直接管理されてあるということでもございました。 しかし、県の試算によりますと、やっぱりこれが、じゃあ地域のボランティアが全くなくなって、県でせないかんとということになったらですね、約10倍の費用がかかりうるということでもございます。 111km単純に割っても、全部やめてしまえば、それから10kmしか県は、10kmほどしか管理できないということなんですね。 だからそうなった場合ですね、どこがそれから管理していくものかですね、これをちょっと、今からなかなかこの時点で答弁というのは難しいかもしれませんがですね、今、この管理がですね、先ほども浚渫のほうで言われてありましたけど、出ましたけど、この浚渫もできてないです。 もうご存じのとおり、今の駐在所の夜須交番の裏側辺りとか、橋から覗きますと、川かいな何かいなど、どれぐらいの幅があるとかいなどということですね、浚渫も砂が溜まって、そこに草が生えてですね、草の管理なんかですね、面積に対していくらでしょうね。管理費がですね、計算してあるのが。 もう中の浚渫の部分まで草を刈れと言われたら、すーごく増えるんですよ、これが。その部分もじゃあ管理費を上げてくれとかですね、極端に言えば、そういう問題なんですけどもですね、そういった今の管理の現状がある中で、もし続けていかなければいけないところが出た場合、どこがどういうふうな管理をしていくんでしょうか、お尋ねいたします。
議長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 今までのご発言の中でもありましたように、いろいろな問題をたくさん抱えていると思います。 できれば、いろんな問題はありますけども、限られた範囲で、無理にならない範囲の浚渫継続を、続けていただきたいとは考えております。 しかし、万が一もう地元ではできないということになりますと、その部分については、県なり町のほうで業者等に委託をして、やっていくことになろうかと考えますが、なかなか河川管理については、県のほうも予算が付いていないような状況です。当町からも県管理の河川について、浚渫をかなりの箇所を要望しておりますけど、年に1カ所程度実施されればよいような状況で、県全体としても河川維持については、草刈りも含めてですね、予算が非常に少ないというふうに聞いております。 機会があれば、機会ごとにそういう要望はしていきたいと思いますが、現状としてはそのような状況でございます。

	町管理河川につきましても、なかなか単独事業ということであまり予算が付けられませんので、各行政区からの要望については、かなりまだ対応できてない現状もございます。以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	ぜひ、早急にその辺の対応をお願いしたいと思います。 もうちょっとまだ、いろいろ言うことは、言いたいことはあるんですが、ご存じのとおり①番しかまだ終わっておりません。今までかつてないような時間配分の悪さです。もう30分終わっておりますが、急いでいきたいと思います。すみません。 次に②の道路維持管理について、お尋ねいたします。 今、町にたくさんのお客さんが見えになってます。多目的運動公園の開園とかです。ね、いろいろ平和記念館も入館者がものすごく増えてきてますね、あれしてきております。 しかし、この町に入って来られて、この道路のわきの草がすごいんですよ、最近です。ね。もう夏の今の時期だからすごいということもあるんですが、県の管理もですね、間が、間隔がものすごく長くなったような、私の主観ではありますが、そういうふうに感じております。 そういった中で、今、現状を見られてですね、この前平和記念館の前にもちょっと用事があって行ってきたんですが、道路に1mも超えるような、歩道にいっぱい立っているんですよ、何本もですね。 やっぱりそういった状況を、どう町として捉えてありますでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 県管理の道路を問わずですね、町管理の道路についても、ご発言のような状況はあろうかと思えます。 町としましては、毎年道路維持費を5,000万円、それから、草刈り等については、シルバー人材センター等への委託、また緊急の場合には、今年直営作業用の機械もかなり購入しましたので、職員が直接出て行って、刈ったりしているような状況でございますが、なかなか行き届かない実態はあろうかと思えます。 特に道路維持につきましても、5,000万の予算を計上しながら、いろいろ補修工事とかやっておりますけれども、毎年出てきます要望に対して処理件数が追いつかないという状況がございますので、なかなかこれも単独事業でございますから、予算の増額が難しいことはありますけれども、29年度に向けては若干検討してまいりたいと考えております。以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	要望に対してですね、県道で、県に進達して対応するとかですね、そういうことは作業としてあると思いますが、やはりお客さん、よそから来られた方にとっては、県道も町道も全部筑前町のイメージなんですね。やっぱりストレートに筑前町のイメージなんです。ね。ぜひその辺をですね、予算ある、ないというのは、もちろんあると思いますがですね、私も行って気が付いたら頑張って抜きよります。その辺をぜひ、しっかりと管理をお願いしたいと思います。 そこで1つ提案があるんですが、今、予算の部分でですね、やっぱり予算付けがいろいろ厳しいということでお聞きしましたが、アダプトプログラム。これは聞かれたことあるんですが、これを積極的に取り入れることはできませんでしょうか。 改めて説明する必要はないかもしれませんが、このプログラムはですね、一定区画の公共の場所を養子に見立ててですね、住民がわが子のように愛情を持って面倒を

	見、清掃美化を行い、行政がこれを支援する制度です。道路の里親制度と銘打って取り組んである自治体もあります。 メリットとしましては、住民団体がプログラムに参加することによって、無理のない活動を通じて社会貢献を行い、さらには参加している人たちの連携に繋がり、地域への愛着を深めることになります。 また、企業であれば、プログラム参加することにより社会貢献だけでなく、企業の社会的責任、これを果たすこととなる。より良い企業イメージを作ることにも繋がります。 そして町民全体にとって、美しい環境を享受できるだけではなく、活動する団体が地域にあることにより、地域力も向上すると考えます。 また、町の負担としましてもですね、ごみ袋代、花苗代、ボランティア保険代、看板代とか、それぐらいで済むわけですね。まさしくいいことづくめでですね、この基本計画の中にも環境の部分でですね、美化活動などの維持管理を促進しますということ明記されてありますが、環境計画だけにとどまらずですね、この道路維持についても、このアダプトプログラムを取り入れてはどうかと思うんですが、見解をお尋ねいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 制度としては非常にすばらしいというふうに考えております。 平成20年3月に策定をされました筑前町環境整備計画におきまして、アダプトプログラムの導入を考えておりましたが、導入には至っていないのが現実でございます。 今年度から行っております環境基本計画の改定作業の中で、検証・検討をしてみたいと考えています。 また、福岡県が取り組んでおりますさわやか道路美化推進事業、福岡県企業共同河川愛護事業等についても町内の業者等に紹介しながら、協力を求めているというふうに考えております。以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	ぜひとも前向きに検討を、早急に検討をお願いしたいと思います。 続きまして、道路についても1点思っておりましたが、時間がないようですので、次に、③のですね、農地の共有部分の適正な管理、これについてもちょっと時間がないので、結局ですね、私が言いたいのは、農地の共有部分、これはさっき言った道路の管理ですね、町道の管理というのと重なるからですね、やっぱりそこについても高齢化、これが進んでですね、これから管理が、ほんと管理が大変になっていくだろうということが予想できるんですね、この農地部分についてもですね。その辺りをぜひ、それを踏まえた上での施策の取り組みですね、これをお願いしたいと思います。担当課長、何かありましたらお願いします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 ご質問のように年々高齢化、それから担い手不足ということが深刻化している状況も重々理解しておるところでございます。 しかしながら、農用地の役割と言いますのは、単に農作物の生産のみならず用排水路関係につきましましては、防火用水とかあるいは生活用水といった地域用水に寄与していることはご存じのとおりでございます。 また農地におきましては、地下水の水源涵養や環境保全、それから大雨時の自然のダムとしての治水など、多面的な機能を担っていることを改めて認識する必要がある

	かと考えております。 このようなことから、先ほどからお話がありますアダプトプログラムですか、これでは直接ございませんけど、本町の大部分で取り組まれています農地・水・環境保全活動交付金というのがございます。これは、農家に限らず非農家も含めたところでの活動でございまして、まさに先ほどの問題点を先取りした事業ではなかろうかと考えておりますので、非農家を含めた共同活動による共同作業や、また地域でもしできないような大掛かりな事業、そういうものにつきましては、外部委託などをお願いしながら、今後とも地域全体で維持管理をお願いしたいと考えておるところでございます。以上です。
議 長	木村議員
木村議員	今、多面的機能交付金ですね、これは言われましたけれども、これについても高齢化が進めば成立しないんですね、これ。維持活動が成立しないと長寿命化ができない、長寿命化は、今度委託で出せるんですね。でも維持ができなければですね、高齢化で維持ができなくなれば長寿命化もできない、事業全体ができないっていう話になるんですね。 だからぜひですね、積極的に高齢化の部分を今から考えて、お願いしたいと思えます。よろしくお願いします。 続きまして、④の公園・その他の町有地の管理について、お尋ねいたします。 先ほども言いましたが、今外部からのお客さんがたくさんおみえになっている中で、要所要所の公園、これは大きな通り沿いなんですけれども、例えば百万池公園にしてもそうです。篠隈信号の角にも小さな公園がですね、花壇があります。あんな要所要所の花壇の管理というのが、それぞれでボランティア、地域のボランティアでしていただいているところが多いんですけども、ほんと一生懸命されてあります。 平和記念館の前の花壇にしてもですね、ほんとボランティアで、暑い中一生懸命してもらっているのは分かるんですが、やはり町に来て、今言いました多目的平和記念館であれば、一番に目の前で目にするんですね。やっぱり記念館のイメージの一番正面にあるんです。 だからやっぱりそういうところはですね、もちろんボランティアでしていただくというのは大事ですけども、いつ行ってもやっぱ草が生えてないですね。季節の花が咲いている。そういうふうなポイント、ポイントの公園ですね、花壇ですね、そういうのも整備するべきだと思うんですけども、その辺りいかがお考えでしょうか。お尋ねいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	公園管理を所管しています都市計画課から回答させていただきます。 都市計画課が所管しています都市公園は48カ所あります。このうち町が設置した公園が23カ所、主に町が設置した公園を中心に維持管理を行っていますが、季節ごとに草花の植栽管理はあまり見当たりません。 議員が申されたように、目立つ場所に花などが咲き乱れていれば、筑前町を訪れる方や素通りされる方も花の魅力で何かを感じ取られると思われれます。 しかしながら、実際問題、花の管理となれば相応な作業が必要となります。花壇などで花の植栽管理などは理想の姿と考えれば、住民協働で住民ボランティアなどが立ち上がり、まちづくりに参加されれば町への愛着が育つのではないかと考えます。 1つの案ですけども、適当な公有地を見つけ、団体や企業等に年間の管理をお願いし、代償としましては、PR板広告掲示を許可する方法などもあるのではないかと考えられます。 それから、先ほどから出てますアダプトプログラム、議員在住の朝日地区の公園は

	ですね、建設当時のプロセスから住民ワークをしながら維持管理についても議論し、そして公園建設をしております。 アダプトプログラムに該当するかどうか分かりませんが、トイレの清掃、草取り、ごみ拾い、そういうものは地元で管理し、町のほうからはそういう追加して草刈り機等も購入して手当をしておりますし、そういう備品等も備えております。 そういう感じで、住民協働でしていくことが大事なことと思っております。以上です。 失礼しました。 公園の箇所数を言い間違っているようで、都市公園は78カ所でございます。失礼しました。
議長	木村議員
木村議員	ありがとうございます。 ぜひですね、そういったアダプトプログラム等を取り入れて、うちもそうですけど、玄関口はわりときれいに掃除するんですね。裏はざまないごと散らかつとるんですね。やっぱ玄関の表はですね、お客様を招き入れるのに、やっぱおもてなしの気持ちの始まりですね。 だから、例えば銘打つならですね、ウエルカムガーデンプロジェクトみたいなですね、何か銘打ってですよ、町民全員がですね、全部がそれに向けて取り組むというような、そういうふうな取り組みができたかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。 次にですね、まだいくつかあるんですが、もう時間もございませんので、企業誘致、これについてお尋ねいたします。 企業誘致については、本町はヤクルトさん関係で大きな実績ができたわけですが、総合戦略にも織り込んで、これからまだ積極的に推進していこうというところの姿勢から、たぶん担当課を特化した、それに特化した担当課を都市計画課の中に設けられたということで、その姿勢が見えるわけですが。 この企業誘致については、先日の区長会さんとの意見交換会の中でも取り上げられました。質問が出ました。住民の方が大きな関心を持って、関心と期待を寄せられておるところでございますが、係が発足して約半年ほど経ったわけですが、何か進捗状況をですね、ありましたらご報告をお願いします。
議長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 本年度新たな企業誘致係が設置されました。進捗状況との質問ですけれど、係ができたからと言ってすぐ成果が出るわけではございません。 四三嶋企業誘致ゾーンにおける四三嶋工業団地のパンフレット及びホームページに内容をアップしている状況であります。 窓口の相談や電話問い合わせは延べ17件あっています。事業主や仲介不動産などが事前調査をされている段階で、具体的な計画は提示されません。他市町村と比較検討されているのだと思われます。 現在進めています株式会社ヤクルト本社の誘致を成功させるために力を注いでいる状況です。本工事の進捗管理はもとより地元協力をいただきながら、土地に付随する事務等を行っております。以上でございます。
議長	木村議員
木村議員	ぜひ、期待しておりますので頑張ってくださいと思います。 次に、②の企業誘致に有利な環境づくりですね、これと③の攻めの取り組みについては、もう時間もありませんので、併せてお尋ねしたいと思います。

	以前私、西部地区の用途地域の見直しとかですね、質問させていただいたことがございました。 この企業誘致等については、農振除外、これがやっぱり大きなハードルになることは重々承知しておるところでございます。 先ほどの回答であったように、うちの町は農業を基盤とした文化があるということで、やたらめったらその農地をですね、変えて行ってくれというのではなくて、やはり大きな川とか大きな道路とかに囲まれた広い範囲ですね、もう計画的にやっぱりやっていく。これは、県の認可になると思いますので、これはちょっとここで議論しても、県がどうするかということで、議論にならないのかもしれませんが、やはりこの企業誘致、先ほども言いましたが、企業誘致に特化したこの係を置かれてですね、この担当課の職員は、私も一緒に仕事はしたことがあるんですけど、できる職員ですね、たいへん私も期待しておるんですが。 やはり企業誘致のそういうふうな取り組みをする上で、地べたができませんやったらですね、もう何もできないんですね。それで私も行ったんですけども、担当課に行っている今回、企業が全国的に展開される量販店さんが、ぜひ筑前町に来たいということでですね、お話をいただいて相談に行ったんですけども、やはりこの農振除外の縛り、これがですね、どうしても大きなハードルになって、厳しいということですね、いろいろどうかならんやろかということで、一緒に考えていただいたんですけど、結局答えは出らんやったということですね。 この企業が来ればですね、もちろん今回熊本で起きました大きな災害ですね、そういうときにも、そういうふうな量販店というのはものすごい力を発揮してくれております。やっぱ災害協定を結んでですね、緊急の食料の提供であるとか、テント村を広大な駐車場の中につくらせてもらうとかですね、いろんなメリットはいっぱいある。 また、地方創生にも直接繋がるような雇用であり定住者の増加であり、そうすると税収ももちろん上がりますし、その辺りは私が改めて言わなくても、全部分かってあると思うんですが。 やっぱりここまでいいことづくめであれば、やはり除外のパーセントは少なくともですね、やっぱり1%でも2%でもあれば、一生懸命それに向かって積極的に取り組んでいただきたいと思いますし、その辺の町長の見解をお尋ねしたいと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 議員の話されますようにですね、本町にとって企業誘致は極めて重要でございます。 私は、この近隣を見まして、企業誘致のモデルとなる形は、私は朝倉市のキンビール工場だと思っております。 キンビール工場はあれだけの大企業でございますけれども、1つの魅力は、地域の農業の麦をですね、あそこが受け入れてビールに変えると、地域農業の振興に寄与していると。 それと2つ目には、ああいった花園を作ったり、あるいは体育館を提供したりという地域の方々の振興、あるいは文化的、観光的な効果を受け入れているということで、キンビールみたいな工場があったらいいなと、常々思っていたところでございます。これは、私は、企業誘致としてはモデル的だなと。 ただ、もう1つ、誘致にはもう1つありまして、文化施設誘致というのがあるんです。その私は、本町にあります国立青少年自然の家、これは、私は誇るべき文化施設誘致だと思っております。 それに合わせまして記念の森公園、これまた文化、体育スポーツ施設の誘致でございます。維持費等は全く私どもはかかりませんし、しかし、その教育的、文化的効果

	は大きく享受することができます。 まさに企業誘致というのは、地域に振興する、地域が振興する、そういった効果をもたらすのが一番理想的な、優先的に誘致する企業だろうと、私は考えておるところでもあります。 それから、これは外発的と私はいつも言っておりますけども、よそから来て力を得て内発が起こっていく、そういった慣行が起こっていく。今回のヤクルト工場の進出につきましても、やっぱりヤクルトというのは企業イメージがいいですし、引き合いがたくさん出るような企業であります。プロ野球球団も持っている。それから、わが町は食の町を競合していると。 そういった点からすれば、食の産業ということで、非常に好ましい企業である。ただ、任期があるがゆえに競争率も高かったということになるかと思います。 そういった意味で、ヤクルトさんが来てもらって、そして工場見学をしていただいたように、観光施設にもなり得るということでございます。観光になれば地域がまた潤うということでございます。そこに努めている人が潤うのではなくて、やはり地域が潤う、これが私は企業誘致の一番の目的だろう。そして税金も入ってくると、いうことだろうと思っておりますので、そういった企業が、うちのほうで選択できるような位置にあると、かなり恵まれているというふうなところも思うところでもございます。 ですから、一方的にきた企業をですね、そのまま受け入れるのではなくて、きちっと選んでですね、そして進めていくということが極めて重要だろうと思っております。 そして特に、私どもも今、要望等にしきりに行っておりますけれども、4車線になってしまうんですね。200号、それから筑紫野・久留米線、それから、また筑紫野市にもしっかりお願いしておりますけれども、山麓線への繋がり、こういったふうに、非常に企業誘致あるいは住宅団地誘致にふさわしいような環境整備ができてきたんですね。これは、本当に皆様方と一緒に作った町づくり。 企業誘致のですね、道路アクセスだけあっても来ません。やはり上下水道が整備がされていること、光ファイバーがあること、それから、特に最近言われますのはですね、安全・安心と、それと教育です。教育環境、これが従業員の方がかなり注目された環境です。 そういったところをきちっと整備していくことが、やはりよいい企業を誘致できると。そういった環境整備を、私どもは住民の皆さん方とやってきたから、そういった本当に企業誘致の基盤が整ってきたんだということを、今、考えているところでございます。 そして今言われました、本当に農地の問題であります。先人たちがすごい努力をいたしまして、圃場整備がなされております。さらには今、両筑用水の事業もですね、あれも行っております。二重三重に補助金をかぶせた農地がほとんどでございまして、1種農地でございます。これを転換するというのは至難の業でございます。 たまさかと言いますか、今度のヤクルト工場についてはですね、様々なご協力によりまして、あの面積が転用することができました。 これは、本当に内々で、庁内プロジェクトをつくりまして、そして分担して、県を攻めたり会社をお願いしたり、様々な努力をしてヤクルト工場が本町に来てくれるということになったんですけども、ああいった努力を1カ所、1カ所に起こさなくちゃいけないんだなというふうに思っているところです。 ですから言われましたように、やっぱり我々が産業道路と言っておるようにですね、あの沿線は産業にふさわしい土地利用をしなければならないというのは、共有するところだろうと思っております。
--	--

	特に4車線の道路の先にトラクターが通るなんていうのは、極めて危険性も高いと思います。 そういったことからして、ぜひ、ある程度絞り込んで、ここだけはやっていくんだという思いで、まだ頑張っていかなければならないと、そのように思っております。 基本的には、なかなかこれは無理です。そして、そのやり方の手法の1つとして、そういった思いであること、どっかに特化してお願いすること。 それともう1つは、山麓線開通によってですね、あの辺の林野が見直されつつあります。そういったところにも着目すべきだろうと思っております。 そういったことで、ぜひやっていきたいし、今残っているですね、用途地域の中に、そういった工場等が来るような余裕があればですね、そこもやっていきたいと思っております。 様々に努力をしながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。 それともう1点は、国がすごい縛り、法律ですからなかなかいきませんが、権限委譲の打診がっております。 権限委譲したからといってですね、町にすべての権限が移るわけじゃなくて、法律は法律であるんです。それでも権限が委譲されればですね、いくらか転用等についてもコントロールが利くんじゃないかなということで、その権限委譲の事務についても進めていきたいと思っております。以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	ありがとうございます。 基本的には無理ということですね。 しかし、それは基本的には無理というだけで、努力はしていただくということで、ぜひ、お願いしたいと思います。 もう時間もありませんので、まとめたいと思いますが。 この前国勢調査で新宮町ですね、全国トップの伸び率ということでですね、これは、2年前まではうちと変わらなかったんですね、条件なんかはですね。 それは、今言われたように、産業道路、3号線バイパスが通って、3号線バイパスに商業施設がバーッとできたということでですね、ものすごくああいうふうな伸びを見せたわけなんです。 だからと言って、じゃあ、うちに新宮町と同じあれをなささいということも無理だと思うんです。しかし、やっぱり先進地に学ぶということはですね、いろいろあると思いますので、ぜひ、これはもう1点、朝倉市の、さっきキンビールのお話が出ましたけども、6月の定例会で、一般質問でですね、ある議員さんが、筑前町は町長を先頭に、執行部と議員と住民が三位一体となっていてですね、このヤクルト誘致を積極的に取り組んだということで、大きな声で評価をしていただいたことはですね、ご存じだろうと思います。 この三位一体の取り組みですね、これをぜひ勢いを止めることなく、これからも積極的に企業展開をお願いしたいと思います。 以上で、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。
議 長	これで、6番 木村博文議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 2時45分より再開します。 (14:34)
再 開	

議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (1 4 : 4 5)
議 長	1 2 番 梅田美代子議員
梅田議員	通告に従いまして、質問をさせていただきます。 まず、子どもを産み育てやすい環境整備について、でございます。 本町では、子育て支援は、この子ども・子育て支援事業計画及び総合戦略の中で、しっかりと推進するということで位置付けられております。特に、地方創生総合戦略におきましては、子どもと子育て世代から選ばれる町を創出するとされております。 若者世代は、子育て支援と行政サービスを調査し、そして転入を決められる場合が多くございます。筑前町が子育て世代から選ばれる町とならなければなりません。 その点を踏まえ、子どもを産み育てやすい環境整備について、質問をさせていただきます。 まず、子育て世代包括支援センター設置についての考えを伺います。 フィンランドではネウボラと言いまして、子ども支援拠点を設置し、妊娠期から就学前まできめ細かに子育て支援が取り組まれています。 ネウボラとは、アドバイスをする場所という意味です。 フィンランドのネウボラを参考に、日本版ネウボラとして、妊娠期から子育て期間まで、母子の心身のケアや育児をサポートする総合的ワンストップの拠点を設置し、支援する体制づくりとして、子育て世代包括支援センターをオープンして、子育て支援の推進に取り組む自治体が増えております。昨年度は全国 1 5 0 カ所設置されたと聞いております。 児童福祉法の一部改正する法律が、平成 2 9 年 4 月 1 日に施行されるようでございます。 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとされ、市町村は母子保健に関し、支援に必要な実情の把握等を行う子育て世代包括支援センターを設置するよう努めなければならないとされておりますし、概ね平成 3 2 年度までに全国展開を目指すとしております。 筑前町は現在、様々に、本当に一生懸命子育て支援事業に取り組んでいただいておりますことは認識しております。様々にこども未来センター、子育て支援センター、たんぽぽ、あいあい、どんぐり、また健康課では、母子手帳交付などなど行われておりますが、この子育て世代包括支援センター設置、今後町としてどのように考えていかれるのか、考えをお伺いいたします。
議 長	こども課長
こども課長	私のほうからお答えさせていただきます。 子育て世代包括支援センターにつきましては、先ほど議員のほうからおっしゃられたとおり、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援をすることを目的に、専門職を配し、あらゆる相談に対応していくものです。 筑前町では、妊娠期から出産後の母子に対する支援は健康課が、子育て支援関係の事業はこども課が実施しております。 しかし、特に支援が必要と思われる世帯等につきましては、関係部署の担当者による支援連絡会議を持ち、情報交換、情報共有、今後の支援の方向性を協議しながら、その子どもの成長に応じ、継続した支援に努めております。 国が示しております子育て世代包括支援センター設置の目的とする仕組みは、既に町の中には機能しておりますので、これらの仕組みをワンストップ拠点、窓口の一本化にどう繋いでいくのか、現在関係課で検討しているところでございます。以上です。
議 長	梅田議員

梅田議員	とにかく何か困ったことがあれば、まず、そこに行けば安心して相談に乗ってもらえる。そういう場所、窓口というのが大事だと思います。 いろいろ機能的にはそれぞれ設置がされておりますけれども、その期間が個々の今されておりますので、それをきちっとワンストップ、相談場所を決めるということが、これは大事だと思いますし、またプライベートな相談場所も必要になってくると思います。 そして、母子手帳交付と言いますのは、これは、本当に支援のスタートになると思います。この母子手帳交付時に時間をかけて丁寧にいろんな情報提供等、これが初期対応になると思いますし、本当に大事な部分ではないかと思っています。 相談を待つのではなくて、やはり支援を要する方々に積極的にアプローチしていく、これも必要なことです。 今、課長、答弁されましたが、そのために保健師や対応するソーシャルワーカー、そういう方たちも人的拡充として必要になると思うんですが、やはりきちっとですね、公的にはあるかもしれませんが、ワンストップで、ここに行ったらいいんですよという窓口標示、いわゆる看板、公に見えるかをして、ちゃんと取り組む必要があるのではないかと思います。それがこの、いわゆる子育て世代包括支援センターになると思いますけれども。 そういうことで、きちっとセンターということを公に発信していただきたいと思うんですが、その点お伺いいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えします。 今、議員さんがおっしゃられたとおりだと思います。 今、その窓口の設置につきましては、関係課で検討をしております。もちろん国も進めておりますので、設置の方向で検討しておりますので、そういうふうなお答えをさせていただきます。
議 長	梅田議員
梅田議員	たいへん前向きな回答をいただきました。 今年度になって、多くの自治体が設置をしていますので、本当に来年度予算案にでもですね、きちっとこの予算措置をしていただいて、設置をしていただきたいと要望するものでございますが、その点、町長、お考えをお伺いいたします。
議 長	町 長
町 長	お答えいたします。 今、こども課長が説明いたしましたように、設置に向けて努力してまいります。 ただ、まだ具体策がございませんので、内部をもう少し詰めて、議員のほうには説明したいと思います。よろしく願いいたします。
議 長	梅田議員
梅田議員	善は急げですので、しっかり内部で詰めていただきまして、早急な設置をよろしくお願いいたします。 妊娠期から就学前までの子どもと家庭のすべてに関する問題を相談する場所として、このワンストップのセンターになると思います。そこで障がいや病氣も早期発見できますし、また家庭内の様々な問題も発見できると思います。 間もなく小学校の入学健康診断が実施されると思いますが、やはりそこでいろんなことを掌握できるということにもなると思いますが、1人の子どもさん、そしてその家庭の状況、環境を含めて細やかな情報が、学校側に継承されるということは、これは、新しく新1年生に入学される子どもさんに対しては、教育課とすれば、学校の先生たちにすれば、よりふさわしい配慮、教育ができると思いますが。

	そういったことで、子育て世代包括支援センターが設置された後に、教育行政と連携をスムーズにやっていただいて、より良い教育に活かしていただきたいというふうに思っておりますが、その点、教育長のご見解をお伺いしたいと思います。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 本町では、義務教育の充実を図るべく、合併後40億円を超えるハード面、ソフト面での教育環境の整備を行っております。 併せてコミュニティスクールを中心に、小中連携一貫によるきめ細かな教育を実施しておりますが、さらに教育効果を上げるには、発達段階に応じた小中連携一貫教育のなお一層の推進とともに、幼・保・小の円滑な接続と密な連携をはかることが極めて重要であると、そのように考えております。 子どもたちを産み育てる環境を整備することは、学校教育の基盤でもあります。しつけを含めた家庭教育は幼児教育の充実に資するものであり、結果として、学校教育の向上に繋がってまいるものと、そのように考えております。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	子どもというのは、本当に妊娠期からそして乳幼児期、また小学校、中学校、18歳まで子どもといわれてますけれども、その中で本当にきめ細かく連携を取りながら社会全体で見守っていく、それが学校現場としても本当にやりやすい環境を整えることになると思いますし、今、本当に設置についての前向きな回答をいただきましたので、ぜひ、よろしくお伺いしたいと思います。 次の質問に入ります。 産後ケア事業（日帰り・宿泊）実施の考えについて、でございます。 これまで幾たびとなく質問をしてきまして、これは、言うまでもなく、出産後の身体の回復や子育ての不安を軽減するために支援する事業でございます。 今、里帰り出産ができない、身内に世話をお願いできない産婦が、退院後1週間足らずで何もかも自分でやらないといけないという、そういう方もいらっしゃいます。 産後ケアの実施というのは、本当に安心して子どもを産み育てることができるということでございます。しかしながら、この産後ケア、日帰り型、宿泊型にしても利用料が高こうございます。 そういったことで前回、27年の3月議会でも質問させていただきましたが、このときの回答が、補助事業を受けるためには、母子保健相談支援事業を実施する必要があるということでございまして、今、子育て世代包括支援センターの設置を、今後取り組むという明確な回答をいただきましたので、ということであれば、この産後ケア事業にも、当然取り組んでいただけるものと思いますが、その見解をお伺いいたします。
議 長	健康課長
健康課長	議員おっしゃいましたように、家庭環境の変化等によりまして、産後ケア事業が重要なものになっているという認識を持っております。 本町におきましても、赤ちゃん訪問や健やか相談事業におきまして、保健師による相談、助言、助産師による乳房ケアなどを行っておりますけど、対象者が多いということから、時間的制約もありますので、産後の状況によっては、今以上の産後ケアが必要になる場合もあるというふうに考えております。 産後ケア事業を担う施設に、議員言われました産後ケア施設がございますけど、まだ施設数が少ないという状況でもあります。宿泊、日帰りの滞在により、助産師などの専門スタッフによる支援を受けられる施設であり、今後も利用者が増加していくというふうにも考えております。

	しかし、県が実施をしました産前産後の育児支援についてのアンケートによりますと、施設での宿泊支援、日帰り支援よりも訪問による支援を希望される方が多いという結果も出ております。 このような状況も考慮いたしまして、本町におきます産後ケア事業のあり方を検討していく必要があるというふうに考えております。 議員もおっしゃいましたように、国が推進する産後ケア事業につきましては、地域子ども・子育て支援事業における利用者支援事業として実施をするということとされております。 実施にあたりましては2分の1の国庫補助金がありますけど、利用者支援事業による子育て世代包括支援センターの整備を実施した場合に限り、補助金交付の対象となるという条件であります。 このような状況もあることから、産後ケア事業につきましては、子育て世代包括支援センターの検討の中での協議事項としているところであります。
議 長	梅田議員
梅田議員	午前中、大刀洗町の例が出ておりましたけれども、大刀洗町が本年センターを立ち上げておりまして、そして9月から産後ケアについての助成金を出すということになっております。日帰り型で1回7,000円で個人負担は3,000円、宿泊型が24時間を1回として、これが2万円なんですけど、個人負担7,000円、最大4回まで利用できるという助成を出すようになっておりまして、これは、出生届け時に利用券を発行するというふうに聞いております。 大刀洗がこのように、先を越してじゃありませんが、やっております、やはり早急にですね、今、課長、言われましたように、包括支援センターを立ち上げて、その中で協議していくということでございますが、ということは、本当に、早急にこの包括支援センターを立ち上げていただいて、速やかにこの産後ケアに取り組んでいただきたいと思います。 一応前向きな答弁だと受け止めましたので、しっかり期待をいたしまして、この質問を終わらせていただきます。 次に、新生児聴覚検査実態の把握、それと検査費を公費負担すべきではないか、に移らせていただきます。 平成26年度調査による新生児聴覚検査実態の把握では、全国1,714市町村中把握しているのが65.1%、実施率78.9%と報告されています。 産婦の話によりますと、分娩した産婦人科で、新生児は生後3日以内に聴覚検査、これは初回検査、そして検査の結果に異常が認められた場合は、生後1週間以内に確認検査が実施されているようです。 本町において、新生児聴覚検査の実態把握がされておりますか、現況をお伺いいたします。
議 長	健康課長
健康課長	検査の実態調査につきましては、統計を取るための実態把握を今まで行っておりませんでした。本年度から赤ちゃん訪問及び4カ月健診時に母子健康手帳の中にあります新生児聴覚検査の記録欄を確認をいたしまして、検査実施の有無及び検査の結果を把握し、町で管理をしております個人台帳、わが子の歩みという個人台帳を管理をしておりますけど、その台帳に記載をし、管理をするようにしておるところでございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	これまで実施して来なかったということで、じゃあ本年度からは、もうきちっと実施をされているというふうに捉えていいんでしょうか。

議 長	健康課長
健康課長	お答えします。 今まで健診時にはですね、その欄を確認をしていたということはありますが、それを町側で管理をしていなかったのも、台帳に今管理をするようにしておりますので、その中で統計とか取るようなことを、今後考えております。
議 長	梅田議員
梅田議員	今後ともよろしく願いいたします。 検査費用についてでございますが、現在、検査費用は保護者が全額負担されております。福岡県内では北九州のみが、母子手帳交付時に半額支援助成券が交付をされております。 平成19年度には、検査費用が一般財源化されていますし、検査の実施主体は市町村になっているはずですが、なおかつ国の指導では、公費負担を行うということになっていると聞いておりますが、このことについて、町としてどのように理解されておりますでしょうか。 やはり一般財源化されているということであれば、検査費用の公費負担、何らかの助成をすべきではないかと考えますが、見解を伺います。
議 長	健康課長
健康課長	公費負担につきましては、本年の3月に国からも通知が来ております。 新生児の聴覚検査の推進を行うということと、検査の結果によって、その療育を早く行うということ。それと保護者の財政的負担の軽減を図るということで、公的負担を行うということの通知がまいっておりますので、検討を進めていきたいと思っております。 しかしながら、県のほうにおける説明会も、つい先日あったという状況でもございます。今後公費負担を行うにあたりましては、負担の方法も検討する必要があります。 助成を行う場合には、医療機関から直接市町村に請求がある形の現物給付と保護者の方が領収書なりを持って、市町村窓口に申請をしていただく償還払いという方法があると思っておりますけど、できればですね、やっぱり現物給付という方法を取るべきだろうというふうに考えております。 こういった仕組みをつくるのは市町村単独では無理なところもありますので、県のほうでそういった体制整備をしていただくようなことをですね、県のほうにも要望していきたいというふうに考えております。 公的負担につきましては、検討を進めていきたいというふうに思っております。
議 長	梅田議員
梅田議員	公費負担は検討を進めていただくということで、よろしく願いいたします。 県の体制整備、これは、検査を速やかに進めていくためには、たいへん重要なこと、市町村にとってはやはり大事なことでないかなというふうに思いますので、しっかり県へも働きかけをしていただいて、より実施がしやすいような方向で取り組んで、働きかけをしていただけたらと思っております。 両側の聴覚障害の頻度というのが、1,000人に1人から2人と推定されて、これは、とても高い頻度だそうです。障がい者の頻度というのが、これが、今、幼児用のことばの教室等もやっていただいておりますが、言語発育上早期診断、早期療育は、本当に重要なことでございますが、日本産婦人科医会は、生後6カ月までに療育訓練するのが望ましいというふうに言っております。 やはりきちっと検査をして、そして診断をされて、やはりその子に支援が必要であれば、早急に対応するということが、その子の一生を左右するということになりますので、本当に今年度から有無、結果をちゃんと掌握していかれるということでござい

	ますので、そういうお子さんが万が一見受けられましたときは、しっかりとした対応をしていただきたいと思います。 こういう聴覚検査があっているということの周知と言いますか、啓発、これも大事なことだと思いますが、この点はどのようにしていかれますでしょうか。
議 長	健康課長
健康課長	申し訳ありません。もう 1 回最後の質問をお願いしてよろしいでしょうか。
議 長	梅田議員
梅田議員	新生児聴覚検査が必要というか、国もやるように指導していると言いますか、そういうことをですね、やはり妊娠期のお母さんたち、保護者がきちっと分かってないんじゃないかなと思うんですよ。認識しているのかなと思います。 であれば、やはり先ほどの母子手帳交付のときにでも、ちゃんとそういったことも含めてお話をさせていただくほうがいいんじゃないかなと思いますが、そういったのが、そこまでの指導、周知、啓発がなされているのか、いないのかも分かりませんが、本当にその啓発をきちっとやっていただくということが、大事じゃないかなというふうに考えますので、その点をちょっとお伺いしたいなと思いました。
議 長	健康課長
健康課長	現在、母子健康手帳交付時におきまして、家族の状況、体調、生活習慣、家族等からのサポートの有無など、アンケート調査を行っておるところでございます。 その内容によりまして、いろいろな助言とかですね、相談があれば指導等も行っておるところでございますので、今後そのことも併せまして、より一層周知等に努めていきたいというふうに考えております。
議 長	梅田議員
梅田議員	しっかりお願いいたします。 次に移ります。 国の制度により多子世帯の保育料が第 3 子以降無料となっております。その世帯数をお尋ねしたいと思います。 それと通告文に、所得制限撤廃の考えはというのを載せさせていただいておりますが、これは、年収制限撤廃の考えということで、させていただきたいと思います。 ご承知のように、これまで 3 人以上の子どもが同時に保育所に入所している場合に限り、第 2 子の保育料半額、第 3 子無料でありました。しかし、国は今年度より、年収約 3 6 0 万円未満の世帯に対し、第 1 子の年齢に関係なく、第 2 子の保育料半額、第 3 子以降の保育料を無料といたしております。 現在、保育所を利用されている世帯数、何世帯か。また、その内この国の制度による対象世帯数が何世帯あるか、お伺いをいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 8 月現在で保育所入所世帯数は 4 3 1 世帯、この特例措置により軽減対象となる世帯数は 4 7 世帯になります。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	約 1 0 % の世帯が、この軽減対象の世帯になっているんですが、もしこれが年収 3 6 0 万未満ということでございますので、この年収 3 6 0 万未満の制限をなくして、すべての世帯において、保育所入所の数にかかわらず、第 2 子半額、第 3 子無料ということにした場合の、この予算はいくらぐらい、どのくらいになるのか。 また、年収制限撤廃の考えはできないのか、お伺いをいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。

	ちょっと追加をさせていただきます。 第2子半額、第3子以降の保育料が無料と、この新しい軽減措置でされております。同じく年収360万円未満のひとり親世帯等におきましては、第2子以降が保育料無料とされております。それをちょっと追加させていただきます。 年収制限を廃止した場合ですね、対象となる世帯数が約280世帯になります。これは、今、現入所世帯の約65%になります。 軽減される保育料としましては、概算ですけれども、総額で月800万円程度、年額にしますと約9,600万円程度が軽減対象になります。 年収制限の廃止を町単独で行うとすれば、それだけの負担が、町費からの支出増となりますので、その分の財源確保が懸念されるところです。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	保育所に子どもさんを入所されてある家庭の1世帯当たりの平均の子どもの数というのは、どうなりますでしょうか。また、3人以上の世帯が何世帯なのか、4人、5人、7人、8人でおられるかもしれませんが、それぞれの世帯、何世帯ありますか、お尋ねいたします。
議 長	こども課長
こども課長	調査時点での数字になりますけれども、現入所児童の所属世帯数が431世帯、兄弟の総数が868人になりますので、平均しますと1世帯当たり2人兄弟になります。3人以上兄弟がいらっしゃる世帯が86世帯、4人いらっしゃる世帯が22世帯、5人の子どもさんがいらっしゃる世帯が3世帯、7人が1世帯となっております。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	すべての第3子以降の保育料を減免した場合の予算と言いますか、先ほど聞きまして、月800万で年間9,600万、1億ぐらい見込まれるかなと思います。かなりの金額になると思いますが、今、3人以上が122世帯で、3人世帯86、4人22世帯、5人3世帯、7人が1世帯いらっしゃるわけですが、年収を撤廃すること、かなり厳しいかなと思いますが、やはり多子世帯だから経済的に恵まれておられるということとは言えませんし、例えば5人以上の世帯であれば、この年収制限を撤廃しましょうとか、また町独自として年収360万円未満の制限を、例えば100万上乗せして460万まで無償化しましょうとか、そういうふうな配慮というか、支援の考え方もできるんじゃないかなと思います。 子育て世代から選ばれる筑前町というためにはですね、やはり他の自治体との何らかの差別化をして、筑前町はこうですよというアピールを示すことも大事じゃないかなと思います。 午前中、そういう内容の質問もあっておりましたけれども、その件に関して、町長のご見解をお伺いできたらと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 子どもたちから、子育て世代から選ばれる町、単に金銭だけの問題ではなかろうかと思っております。 その1つに、インセンティブになりましようけども、それ以上にやっぱり総合的な環境づくりだろうと思っております。 小学校環境はどうか、あるいは災害等はどうか、働く場はあるのかと、そういったところのほうが大きな要素を占めるのではなかろうかと思っております。 が、1つの証拠に、やはり都市地区については、やはり子育て世代が多く住んでいるということも言えるのではなかろうかと思っておりますので、今の意見もですね、

	1つの参考にはなりますけれども、本町は、今のような国の補助制度、交付税制度であれば、なかなかそういった負担を追加する、町単で出すというのは困難であろうと思われますので、さらなる今までの町づくりを推進することが、選ばれる町になって行くんだろうと、そのようにも考えます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	筑前町は本当に産業誘致、工場誘致等も、今、積極的に進められておりまして、本当に他の自治体と比べて恵まれたほうじゃないかなと思っております。 だから、それも1つの選ばれる町として、転入して来られる人たちもおられるのではないかなと思いますが、このように保育料が第3子以降は、何人目からは無料ですよという、そういうふうなことも1つの選ばれる町になっていくのではないかなと思いますので、今後に期待を、これはかけさせていただきたいと思います。 次の質問です。 婚姻届、出生届時に記念撮影ができる筑前町オリジナルパネル作成、これは、あまり予算的にもかからないことだと思って、質問させていただきますが。 一昔前までは、結婚して披露宴して婚姻届を出す、そういう流れの方がほとんどだったと思いますが、近年は入籍を済まして、しばらくして結婚式を挙げる。また、婚姻届だけ済ませる方もおられますし、おめでた婚も多くなってきましたので、出生届を出して、その後に婚姻届という方もおられます。 順序はどのような形であっても、本当におめでたいこととお祝い申し上げたいと思いますし、そういったことで、筑前町に出生届、婚姻届、出しに来られた方に、せめて記念撮影の場をセッティングして、そこで1つの人生の記念になるような撮影ができればいいかなというふうに思います。 そして、もう1つ、今、晩婚の方がいらっしゃいますので、そういう方たちは、もう式も披露宴もしませんとって、届け出だけをされる方もいらっしゃるわけです。 パネルを作ってくださいまして、そういう場を設けていただければ、本当に喜んでいただけるんじゃないかなと思いますので、その点のご見解をお伺いいたします。
議 長	住民課長
住民課長	事務的な要件になりますので、担当課のほうからご回答させていただきます。 オリジナルパネルの設置につきましては、県内で設置している市町村についての状況等は把握はしておりません。 全国ではですね、記念撮影のフォトパネルを作成し、設置している市町村がいくつかあると聞き及んでおります。 本町でも出生者が最近3年間で250名、婚姻届で約130名、あと本町への転入世帯が約850世帯ほどあります。 そういったオリジナルパネルに限らずですね、筑前町のPRになるもの、貰って記念になるもの等をいろいろ研究していきたいと考えております。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	私もいろいろ調べてみまして、自治体によりましたら、記念のオリジナル婚姻届で用紙とか出生届で用紙、そういうのでお祝いの気持ちを表しているところもありますし、特製のお祝いの賞状みたいなのを渡されたり、特産物を渡されたり、宮崎県の日南市では、飫肥杉が有名ですけども、出産祝いに飫肥杉のおもちゃを出されたりとか、そういう様々な取り組みをなさっております。 筑前町も本当に町らしいデザインをしたオリジナルのパネルを設置していただいて、今はもうみんなスマホとかで写真を撮れますので、そういうふうな場を設けていただけたらと思います。 それともう1つ、A4サイズで中央に筑前町のマークが入って、賞状形式ですけど、

	そこに町からのお祝いメッセージですね、「ご結婚おめでとうございます。」とか「お誕生日おめでとうございます。」とか、転入であれば「ようこそ筑前町に」とか、何かそういったのをお渡しするというのも、1つの方法ではないかと思います。 ぜひ、今後ご検討をよろしくお願いしたいと思います。 とにかく子どもは本当に親の宝でもありますし、地域の宝でもありますし、これはもう大きく言えば人類の希望でございますので、筑前町、しっかり子育て支援に、私も微力ながら応援をしていきたいと思いますが、行政も今後ともよろしくをお願いしたいと思います。 次の質問に入らせていただきます。 公共施設等総合計画について、でございます。 財政難に加えて急激な少子高齢化で、人口減少が進む中、過去に建設された公共施設が老朽化し、多くの更新時期を迎えております。 総務省は、全国の自治体に公共施設等総合計画を策定するように求め、それに基づきまして、本町でも立派な冊子が出来上がっております。出来上っておりますけれども、今後このことをどのように具現化するのか、このことが本当に大事でございまして、第4章の今後の取り組みには、誰が、何を、いつまで、どのようにするのかということを、今後実行計画を立案する予定であるというふうになっております。 すべての公共施設等が、これに盛り込まれておりますので、ほんと一朝一夕にはいかない大変な作業と思います。 とりあえずは、これ全体的には40年間なんですけど、5年程度で見直ししながらやっていくというふうになっておりますが、先ほどから言いましたように、誰が、いつ、何を、どのように、このことをどのように今後進められていくのか、まずお尋ねいたします。
議 長	財政課長
財政課長	今後の進め方ということでございます。 今、議員さんが発言されたとおりの4章に書いております。 計画に基づきまして、公共施設の種類ごと、それから大規模改修の更新時期等を把握して、何を、いつまでに、どのように見直しをしていくかという具体的なですね、実行計画を立案するというところでございます。これは現実の問題として、今から進めていくものでございます。 人口の減少というものをですね、想定したことのない現状においてですね、拡大ではなく縮小という考え方のものを作っています。国もですね、いわゆるこの計画を作ったときに、そこまでです。ですから、本来はこれの先に、作ったらどうしていくのかというふうに、出てくるんじゃないかと期待はしておりますけど、1市町村ではなかなか難しいことです。 大きな市におきましては、もうこの計画の提案が、要請がなされる前からされております。その中で実際に、具体的に当てはまる場所があります。いろんな例を見ますが、そういうのがあるということでございます。 現状はですね、基本的には、いわゆる今の現状の把握ということです。各課からですね、マネジメント委員会を出ていただいて、各課の考え方、捉え方を整理していく必要があるというふうに考えております。 その中でですね、具体的に地域や施設のモデル的にですね、つくってやっていきたいと考えております。全体的にですね、137カ所、施設ございますので、これをいっぺんにやるというのはとてもじゃないです。基本的には、どこか地域、それから施設を限定して、モデル的にこの施設をこうしてみ、つくってみてどうだというふうな検証をしていく必要があるというふうに考えております。 そうすると先ほど言いました、1スパン5年とか10年とかですね、何カ所がで

	きるかというのは、ちょっと難しい部分ではございますが、そういうふうな長い目でやっていかんとできないというふうに考えておる。 1 つには、まず第一段階として、町内全体の各事業資産ですので、事業資産の考え方をですね、行政資産です。行政資産の考え方を各課取りまとめた上で、それを進めていきたいというふうに、担当課としては考えておるところでございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	各課でマネジメント委員を選出して、それを取りまとめていくということなんですが、マネジメントに関する考え方というのは、総量の適正化と言いますか、統廃合も含めて、そしていわゆる統廃合によるコスト削減、維持管理費の縮減ということになってくると思いますけれども。モデル的にやる、どこをどのようにモデル的にやるのかということも出てくるんですが、どの施設をどうするという、コスト削減ということになれば、やはり住民とすれば経費節減に繋がれば、総論的には賛成だけでも、ただ自分がその地域、その施設を使うということになれば、使ってるんだから、それはやめてほしいとかですね、やっぱり反対、各論反対というような考え方も出てくるんじゃないかなと思うし、なかなか議論の集約と言いますか、難しい、厳しい状況が想定されるわけなんです。 このことについて、やっぱり住民の方の意見も理解を得られなくちゃいけないと思いますけれども、その点はどのようにか考えていかれるつもりなのか、住民意見の集約と言いますか、その点はどのようにお考えでしょうか。
議 長	財政課長
財政課長	おっしゃるとおりでございます。 総論賛成、各論反対、それはもう当然です。それがあから、総合支所も未だどうにもできていないというのが現状だと思っております。これが現実でございます。 ただ、住民の意見も当然聞かなければならないということです。 ですから、住民の意見、いわゆる個人的なものは、もうちょっとやめてくれという話にしかならんのですけど、全体を見て総枠で考えていただかんとですね、これからできないということです。 ですから住民を無視するわけではございません。住民の方については、当然情報提供をしながらですね、進めていくという考え方を持っております。 それから、モデル的と申し上げておるのは、どこか1カ所、まずやってみらんことには分らんのかなというのが1つでございます。 約137カ所あると思います。老朽化施設もあります。いくつも。だから、それをいっぺんにというわけにもなかなか難しいものがあると思います。 ただ、その利用者を見ますとですね、利用者は延べ人数で出ております。例えば1万人にしてもですね、日に割れば30人だったというような状況でございますので、そういうものもあるし、そういうものをすべて含めてですね、考えていかないと。総体的に考えていかなできんということです。 そういう意味でですね、当然議会にもお諮りをするような形になると思いますけど、その点についてはご理解いただきたいと思っております。 先ほど申し上げましたように、人口減少というものをですね、目の当たりにしてやっていくわけです。初めてのことです。今までは広がっていくわけですから、増やしていく、新しく大きくしていくことを基本にやって来たわけですけど、これを今度から削る方向で行くわけですから、どういうふうな手立てがいいのかというのは、もう手探りでございます。 そういう意味で、モデル的なものをつくったらいいんじゃないかなろうかなという、どこかの市町村が、市が提案してあったのでですね、これはいいかなというふうな思い

	で考えておるところでございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	何はともあれ、これから進められていくことですので、経緯を見守っていきたいと思いますし、議会に対してもその都度の説明をしていただきたいと思います。 今、課長が言われたようにですね、やはりこの計画の実行というのは、本当に大変な問題だと思います。ある意味苦渋の選択を迫られる場合もありましょうし、勇気ある決断をしなければならない場合もあると思います。 そういった中で、住民の気持ちも大事に受け止めながら、しかしながら将来を見据えた、より適切な判断が求められるようになると思いますので、私もしっかり協力できるところは協力させていただきたいと思いますが、ほんと今後の推移を見守っていきたいと思っております。 このことにつきまして、町長、何か一言ございましたら、ご発言を。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 人口減少が振興していくことは、誰の目にも明らかでございます。公共施設の再編、再配置は必要でございます。 と同時に、これは1つの空き家対策でもございます。活用できるものは活用、解体すべきは解体、その辺の分別をつけながらやっていくことが、本当に大事だろうと思っておりますので、空き家、空き室、あるいは空き地も含めてですね、検討していきたいと思っております。
議 長	梅田議員
梅田議員	それと1つですね、やっぱりかなり老朽化した、もう60年を過ぎた橋梁もあります。 やっぱりその点は、何か事が起これば、事故が起これば、町の責任になりますので、その点はやっぱり早急にやっていく必要があるのではないかなと思います。 耐用年数60年を経過した橋梁が8、あるというふうに書いてありましたしですね、もう1つ町営住宅ですけれども、これも耐用年数経過した住宅、老朽団地があります。 今後のあり方は、やはり検討していかれるんだと思いますけれども、やはり新たな建物を建てるというのかということもあるかも、そういう考えもあるかもしれませんが、やはりこれからの時代の実情に応じて考えてみますと、例えば民営アパートを活用するとか、そういうこともやっぱ視野に入れていいんじゃないかなと思います。 私の考えもちょっと述べさせていただきましたが、本当に大変な事業になると思います。しっかりと取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。
議 長	これで、12番 梅田美代子議員までの一般質問を終結します。
散 会	
議 長	これで本日の日程は、全部終了しました。 明日は、一般質問最終日です。午前10時より開始します。 本日は、これにて散会します。 お疲れさまでした。

(15:39)